「行刑の社会化」論の再検討 : 代替概念としての 「同化原則」の可能性

大谷, 彬矩 九州大学大学院法学研究院:助教

https://doi.org/10.15017/1854771

出版情報:法政研究. 84(2), pp. 33-102, 2017-10-13. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

「行刑の社会化」論の再検討

― 代替概念としての「同化原則」の可能性

大谷彬

矩

はじめに

第二節 受刑者の変化 第一章 刑務所における生活水準の現状

第一節 劣等原則 第二章 刑務所における生活水準をめぐる概念

第三章 刑罰論からの検討

第三節

同化原則

行刑の社会化

第二節 処遇論

第一節

刑罰論

第四章 新たな指針となる概念の構築に向けて

お れわりに

は め に

本稿のテーマ

において、今、拘禁のあり方をめぐる概念にあえて着目することにした動機は、 て支持を受けてきた「行刑の社会化」論を再検討することを目的とする。多くの議論が積み重ねられてきた行刑の分野 本稿は、 刑務所の非社会性を批判し、受刑者の生活水準の社会化などを志向する概念として、実務及び理論面に 今日のわが国における行刑の現状と深 おい

監獄法改正までの経緯と日本行刑の今日的状況

く関わっている。

ていた。③ ことや、 ○八年に制定された監獄法は、当時はその先進性が称揚されたものの、改正の必要性は施行後間もないうちから叫 まず、 受刑者の権利義務関係が明確にされていなかったという点が挙げられる。 その原因 現在の行刑に至るまでの矯正実務の歴史を確認しておこう。 は、 施設の管理運営に重点を置く一方で、受刑者の改善更生・社会復帰という矯正処遇の発想が 刑事施設内の処遇を規律する基本法として、 しかし、その後は実質的な改正がな 、 一 九 ばれ 弱

できる

運営の改善を図ってきた。 ることはなく、 戦後の矯正実務は、 しかし、 このような応急的な手法には限界があり、 監獄法施行規則と行刑累進処遇令の他、 法治国家としても望まし 多数 の訓令 通 達 0) 施 行 W 態度では により、

監獄法改正は刑事政策の領域において長らく重大な政策課題として認識されてい

た

ため、

た られた監獄法改正部会が一九八〇年に提出した「監獄法改正の骨子となる要綱」、これを受けて、 九七六年に法務大臣が法制審議会に対して諮問した「監獄法改正の構想」、 刑事施設法案」など、 その改革の動きが活発化したのは、 順次、行刑に関する提案が重ねられた。 刑法改正作業に付随して生じた七〇年代の監獄法改正論議におい しかし、それらは結局、 それをたたき台として、 立法に結実することはな 法務省が作成した 法制 てであった。一 審議会に設

立した。 び改正作業は本格化し、その結果、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下、 発生した名古屋刑務所での受刑者死傷事案であった。この事件により、 に民間の有識者からなる「行刑改革会議」 なったのであり、事件の発生が監獄法改正の直接的な引き金となったことは否定できない。これを受けて、二〇〇三年 それまで挫折を続けていた監獄法改正作業が再び本格化する契機となったのは、二〇〇二年から二〇〇三年にか こうして約百年もの長きにわたる努力の結果、 が立ち上げられ、 監獄法改正が実現したのであった。 同会議は、「行刑改革会議提言」を発表するに至った。 行刑の運営そのものが大きく問われる事態と 刑事施設処遇法 んけて が 再

設視察委員会制度の設置 行う」(一条)と定めて明確化したほか、 の適正な管理運営を図るとともに、 刑事施設処遇法の成立は具体的に何をもたらしたのであろうか。 (七-一〇条) が盛り込まれており、 被収容者(…)の人権を尊重しつつ、 人権救済も意識した苦情・不服申立制度の規定(一五七-一七〇条) 監獄法と比較すると、 刑事施設処遇法は、 これらの者の状況に応じた適切 大きな前進を遂げたとい 法律の目的を う見方が B 刑 刑 事施 事 施

その実態に対して多くの点が問題視されている。

のように、 としての尊厳を傷つけるような事例が発生している。また、従来、原則禁じられていた親族以外との外部交通を認める 骨な暴行事案が見られなくなりつつあることは一定の評価をされている点であると思われる。 ようになったことが刑務所改革の成果の一つであったものの、不合理な理由で制約されるケースは枚挙に暇がない。こ 監獄法時代には多くの人権侵害事例があったことは周知の事実であり、 法律が変わっても、 人権の侵害が生じたり、新しく認められるようになったことに対する制約が大きいなど、 刑事施設処遇法成立後、 しかし、 刑務官などによる露 近年でも、

持するべきとする立場が、矯正実務家を中心にそれなりの説得力を持って支持されていることがあると考える。 今日のわが国の行刑をめぐる理論状況には、二つの立場が存在する。 以上のように、刑事施設処遇法の成立は必ずしも監獄法時代の課題を克服するものとはなっていない。その原因とし 監獄法改正を受けた上で、なお、 わが国の特殊な刑務所運営方法である「日本型行刑」の特質を今後も維 一つは、自由刑純化論を基調とし、 国際的

効果が十分に発揮されているとは言い難い一面がある。

の刑務所に比して非常に優れているとして肯定的に捉え、その特質を維持・発展していくことを主張する立場である。 潮にも沿いながら、受刑者の自由や人権を重視し、 各工場を担当する職員が、 武器を持たない丸腰の刑務官が大勢の受刑者を管理するわが国独自の伝統的な行刑風土 諸外国に比して職員負担率が高いにもかかわらず、保安事故が極めて少ないことから、 受け持ちの受刑者を指導しながら、 現在の密行主義的な行刑に対して改革を求める立場である。 刑務所内の工場で集団を管理するわが国の特殊 (日本型行刑) むしろ肯定的な評価を もう一 な運営

述した、

自

田刑の

内容を膨張させる主張が現実のものとなり、

日本型行刑を維持・

強化する立場と結びつくならば、

第

得

えに、

わ

が

玉

0

自

由 刑

は

どの

ような方向性を目指す

ベ

き

か が

改 かて問

わ

n

る

局

[を迎

えて

仮

自

由刑

0 WD

あり方に変化を加えることも十分に想定される中で、

その改正の内容次第では、

自由刑 面

の実質は大きく変わ

常に大きく、 日 子関係を作ってきたことが日本の行刑制度を優れたものにしたというのである。 する前提である共同体意識 |奪った上で当然認めら てきた。 担 恣意的な運用が行われるおそれがあることと、 当 職 員 が受刑者 ń が失われてい るべき権 の心情を把 利までをも ることを指摘してい 握 恩恵的に認めるにすぎない。 個 別的 な相 受刑 談を実施するなどして、 者の質的変化や過剰収容に伴 行刑改革会議提言も、 しかし、 血 の通っ この方式は受刑者 た処遇 17 担当制 担当 を行 職 が 員 有効に機能 0 権利 裁 似 量 を 的 が 非

る₁₄ 由刑 役刑と禁錮刑を一本化し、 連 の強制労働を廃止し、 刑の一つとして刑務作業をともなう懲役を規定していること」 勉強会』 けを認めるとい 委員会は、 0 以上の日本行刑の伝統的体質に加え、 規定を改正し、 0 単 矯正処遇の義務づけを含んでいる点で、 取りまとめ」 化 日本に対する第三回総括所見において、 を提案し う新たな提案が行われた。 または廃止する」(〔〕 てい 報告書が公表された。 かつ、〔経済的、社会的及び文化的権利に関する国際〕規約第六条に基づく義務にしたがって関 る。 矯正処遇を刑罰の内容としてではなく刑罰の執行方法として位置づけ、 の提案は、 刑罰自体に対する国際社会からの批判もある。 また、二〇一六年一二月には、 内は引用者による補足) 自 報告書は、 自由 |由刑 懲役刑につい 刑の内容の膨張を導いており、 の単一化 施設内処遇を充実させる刑事政策的措置を柱の一つとして、 という形式をとっては に対して懸念を表明し、 . て 一 ことを勧告した。 - 強制労働の禁止に関する規約の 「『若年者に対する刑事法制の在り方に関する 自 V 由刑 るが、 これに呼応するかのように、 __ 「矯正的措置または刑罰として 純化論とは 自 一三年に、 由 荆 0 処遇法でその 真 内 規定に違反 一容に刑 国連社会権 向 から が対立す 白 づ 懲

第三の名古屋刑務所事件を引き起こすのではない かという危惧を決して杞憂とは呼べないであろう。

三 生活水準という分析視角

自由 いうことである。 できるものの、 な刑務所長の裁量、 の裁判で争われ、 刑者を一般の市民とは異なる人間として捉え、 責任から自由であることを度外視しても、 写真と、 刑純化論や のような閉塞的かつ危機的な現状に対して、 わが国における行刑の実態との間には甚だしい乖離があることが分かる。 何をどこまで「純化」あるいは「社会化」するのかということについては、 「行刑の社会化」論からは、従来の問題ある受刑者処遇から脱却するための手がかりを得ることが期待 無論、 多数の判例が積み上げられてきた。しかし、それらの判例においても、 あるいは行刑の目的などを根拠として、権利制限が正当化されてきた。また、学理上の概念である 受刑者であっても、その権利制限に関しては安易に許されるべきではないとしてこれまで多く その懸隔には相応の理由があるように思われる。その理由 特別な扱いをすることを所与の前提としてしまっているのではないかと 打開する手立てを求めて国際人権文書を紐解くと、 国際人権文書が一国の行刑に対する 特殊な刑務所収容関係、 必ずしも突き詰めて論じら そこに描かれ は、すなわち、受 広範 た青

理由 活全般を議論の俎上に載せることが有益と考えたためである。 そこで、本稿は、 従来の、 これらの概念自体に問題はなかったか、 司法的救済の是非を問う権利論から零れ落ち、 受刑者の生活水準をどこに設定するべきかということを分析視角として採用することにした。 改めて検討されなければならない 受刑者処遇をめぐる諸概念の今日における停滞状況を考 受刑者が前提として甘受せざるをえなかった施設内生

れてきたわけではなかった。

- 際には行政組織法上の用語である「刑務所」を用いることとする。 刑務所、 刑務支所、 拘置所及び拘置支所を総称する際には 「刑事施設」 の用語を使用し、 刑務所と刑務支所を指
- (2) 本来ならば、刑罰を受けるべき者というニュアンスが強い「受刑者」という語を用いることは望ましくないが、 設及び被収容者等の処遇に関する法律」で用いられる「被収容者」では単に刑事施設に収容されている者を指し、「受刑者」、「未 決拘禁者」及び「死刑確定者」を含んだ広範な内容の語となる。本稿では議論の射程を限定するため、既決被収容者を指すときは 「受刑者」を、特に限定しない場合には「被収容者」の用語を用いることとした。 「刑事収容
- 3 た。小幡尚「一九二〇年代前半期における行刑の展開と監獄法改正準備事業」高知大学人文学部人間文化学科・人文科学研究九号 すでに一九二二(大正一一)年に、行刑制度調査委員会が司法省内に設置され、 監獄法改正を視野に入れた議論が 行 7
- (二〇〇二年) 六九-八八頁を参照 名古屋刑務所事件について「特集 名古屋刑務所事件と受刑者の人権」法学セミナー五八三号(二〇〇三年) の各論稿を参照
- 5 pdf)(最終閲覧日:二〇一四年一〇月二二日)。 「行刑改革会議提言~国民に理解され、支えられる刑務所へ~」(二〇〇三年)(http://www.moj.go.jp/content/000001612
- 6 える」法学新報一一七巻七-八号(二〇一一年)二五九-二七二頁を参照。 巻九号(二〇〇八年)七-一二頁。また、主な改正点と問題点を述べたものとして、同「新行刑法の受刑者の矯正処遇について考 刑事施設処遇法施行までの経緯について述べたものとして、鴨下守孝「なぜ新たな立法化が必要であったのか」 法律時報八〇

(7) CCPR/C/JPN/CO/6, para 21. 赤池一将「国際人権法と新監獄法下の受刑者の権利」法律時報八三巻三号(二〇一一年)一

- 8 八頁以下も参照。 それらの一端を紹介するものとして、海渡雄一編 『監獄と人権』 (明石書店、一九九五年)二八頁以下を参照
- 参照)がある。 ヒーターを作動させられたことにより火傷を負わされた事例 (LEX/DB 文献番号 25464143)を参照)や、収容要件を満たしていないにもかかわらず保護室に収容された上、夏季にフロ 例えば、作業時間中に刑務官から用便に行くことを許可されなかったために失禁した事例(福井地判平成二二年九月二九 (鹿児島地判平成二六年七月九日 (LEX/DB 文献番号 25504412) r 日
- 事例(岐阜地判平成二四年二月二日 例えば、受刑者が宗教関係者を面会予定者として登録する旨申請したところ、 (LEX/DB 文献番号 25480373) を参照) や、 更生支援を目的とする団体への信書の発受を禁 何らの理由の告知もなく原則不許可と判断した
- 止した事例(千葉地判平成二七年四月二一日(LEX/DB 文献番号 25447481)を参照)がある。 坂井一郎「日本型行刑の特質と今後の方向性について」刑政一一七巻一二号(二〇〇六年)二二-三二頁、 米谷和春 「新法施

一龍谷大学矯正•保護

いて、大芝靖郎「塀の中の日本」犯罪と非行一八号(一九七三年)一一四-一三五頁、土井政和「『国際化』の中の『日本型行刑』 九七七年)一二-二〇頁、赤塚康「工場担当制論―その日本的処遇を吟味する―」刑政九八巻一二号(一九八七年)一四-二一頁 一〇号(一九六六年)三二頁以下、 一年余りを経て考えること」刑政一一八巻一二号(二〇〇七年)二三頁、長谷川永「なぜ監獄暴動が起こらないか」刑政七七巻 「処遇の多様化と矯正の任務 一人ひとりのための処遇を」刑政一○○巻一号(一九八九年)一二四−一三三頁。日本型行刑につ 来栖宗孝 「日本行刑の特質―日本の刑務所には何故暴動が起きないか―」刑政八八巻五号

龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報六号(二〇〇九年)四七-六三頁も参照| 研究センター 研究年報六号(二〇〇九年)三一-四六頁、 赤池一将「フランス行刑からみる日本型行刑の特徴とその現在の課題

刑法雑誌三七巻一号(一九七七年)二五-三九頁、本庄武「日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望」

- (2) E/C.12/JPN/CO/3, para 14.
- 13 判するものとして、 て、国連犯罪防止・刑事司法会議(コングレス)の日本での開催を二〇二〇年に控え、国際社会に対して日本の自由刑の新しい形 九歳の「若年成人」に対する処遇内容の検討に関心を持たれるようになったことがある このような政策論的主張の背景には、 川出敏裕「自由刑における矯正処遇の法的位置づけについて」刑政一二七巻四号(二〇一六年)一四-二三頁。この見解 松宮孝明 「『自由刑の単一化』と刑罰目的・行刑目的」法律時報八九巻四号(二〇一七年)七九-八三頁 選挙権年齢の一八歳への引き下げに伴う少年法適用年齢の引き下げ問題から、一八、 (川出・前掲注(13)一四頁)。それに加え を批
- 五年九月二七日判時二二三九号二四頁を参照 憲の初判断が下されたのも、 例えば、禁固刑以上が確定した受刑者は選挙権を失う旨定めた公職選挙法一一条一項二号について、 受刑者が選挙権を制限された状態を自明視する風潮が根強くあったためと思われる。 最近になってようやく違 大阪高判平成二

を提示する必要性があるという事情も看取できる。

スにさらし、

円滑に施設生活を送ることさえ困難にする。

これらは、

受刑者であるがゆえの当然の不利益として正当化

第一章 刑務所における生活水準の現状

7一節 施設環境

内の生活が 本 稿の 議 論 般社会とは異なる特殊なものであり、 の前提として、 わが 国の刑務所における生活水準とはい それに対して受刑者が苦痛を感じているのであれば、 かなるもの かについて把握する必要が そのような生 ある。

活は克服するべき対象として観念することになる。

というおそれがある。そこには独特な刑務所文化も生成される。 ル・ 拘禁生活は集団によって営まれるため、 の不安定、 考え方ややり方に順応し、 れる結果、 古くから、 グル ープからの悪影響、 社会生活の諸々の基盤が破壊され、 人間の内面 拘禁生活自体には様々な弊害があることが認識されている。^(E) の空洞化、 「刑務所化」(プリゾニゼーション)していくことになる。 すなわち、 価値意識の麻痺、 犯罪者の社会に適応することによって犯罪を学習し、 歪んだ集団生活による弊害もある。受刑者集団内に形成されるインフォ 悪質な犯罪者であるという烙印が押されてしまうこと等である。 精神力の沈滞、 拘禁された者は、その特異な文化を受け入れ、 自発性の欠如等の退行現象や、 具体的には、 体力の減退、 かえって犯罪性を深める 般社会から隔 感覚の麻 集団の また、 ーマ

待遇 水準の向 今日の日本の刑務所の施設収容状況には改善が見られるものの、(28) は全体的な傾向として看取できる。 上に対して障害となり得るい 現時点で受刑者の施設内生活は良好とは言えず、 くつかの日本行刑の特徴が浮かび上がる。 職員による粗暴な言葉遣いや、 苦痛を感じる生活状態にある。 具体的な生活環境について、 人的 ・物的欠乏状態は 刑務所における非 各種資料からは、 受刑者を過度の |人間 ス トレ 的な 生活

論

することはできない。 関する規定や国家の積極的な責任原理を置いていないということがあると考えられる。 あると捉える受刑者は多く存在する。その背景には、 はない作業に従事することを強いられる環境は酷に感じられる。 に強制されていることと、 プログラム的な性格であっても、 週間につき四○時間と定まっており、 ということにもあると考えられる。平成四年四月一六日付局長通達により、受刑者の作業時間は一日につき八時 極的な理由に基づいてのことであると分かる。 刑務作業は、 刑務作業以外の矯正処遇の内容が不十分であるために、 良好な生活水準を保つことを義務づける規定を置くことによって、現実の行刑の水準 受刑者から肯定的に捉えられているものの、 多くの時間を刑務作業に従事して過ごすことを考えると、 受刑者が刑務作業を選択する理由は、 被収容者の処遇を中心とした法律という名目が強調され、 実際、受刑生活全般に関して、つらく、 それは社会復帰に役立つからでは そもそも刑務作業以外の選択肢がな 現状を追認する規定ではなく、 刑務作業が懲罰によって間接的 自らが望んだわ 苦しい いもので 職員に いけで

が求められてい 的を日常生活の自由と結びつける発想は、 社会との比較の観点からは手厚く保障されるべき様々な事柄 の中に電話の利用が含まれていることや、「優遇措置」により外部交通に広範な制限が行われているためである。 することを目的とした 第二に、受刑者の自発性及び自律性を涵養することを目的とした 優遇措置に関しては、 「優遇措置」(八九条)が、生活水準の向上の障害となる場合がある。 優遇区分が上に進んだとしても受刑者は微々たる恩恵を受けられるに過ぎない。 むしろ施設生活上の様々な制約をもたらすのであり、 (例えば外部交通) 「制限の緩和」(八八条) がこれらの制度を理 「制限の緩和」 と改善更生の意欲を喚起 両制度のあり方の再考 由に制限され 社会復帰日 の許可内容 一般 てお

を引き上げることが必要と思われる。

出しているということである。 刑務所としては受刑者の要望に応える態勢を備えていながら、 したがって、新しく利用可能になった制度・サービスの周知の徹底、 十分な周知を行わず、 権利不行使の状 許可基準の を作

け皿

もなくなった結果、

軽微

な犯罪を繰り返して刑務所に入ってくるという。

ではなく、

「福祉の最後の砦」となっている。

が できるように施設側が助言を行う義務があることを明確にすることも必要である。 ・求められる。 加えて、 問題は周知の過失的な不徹底に尽きるとは思われず、 受刑者個々の状況に応じて必要な援

なされていない場合に改善を求めるものであり、 担保する制度となり得る刑事施設視察委員会制度は、 される必要がある。 いう目的に留まらず、 ŧ ることを理由に何らの措置も講じない その上で、より一層の改善を図るには、 のであろう。 これらの障害は、 受刑生活に対する受刑者自身の意識を把握しようとする試みは、 今後は、 施設生活に最も敏感な受刑者の人としての感覚に真摯に耳を傾けることによって初めて認識できる 施設生活において何が一般社会と異なっているのかを認識し、 定期的な調査の実施によって、継続的に受刑者の意識を把握することが肝要である。 事例が見受けられる。 外部からの批判的な検討が必要となる。 仮に現行法を越えた意見を行った場合でも、 意見の総体的傾向として、法令の規定を前提とし、 生活水準の向上のためには、 単に行刑改革の基礎資料を提供すると 施設内の生活水準を改善することを 改善点を模索する意図の下に実施 受刑者の処遇を普遍的なレ 施設側は法令に定まって 適切な運用が

第二節 受刑者の変化

ルで評価する視座が必要である。

なった。 できない。 以上の各種調査の他に、 入所してくる者は、 元受刑者や元法務技官による一 刑務所の現状を示す事実として、近年の刑務所に収容される受刑者の変化も見過ごすことは 凶悪な犯罪者というよりも、 連の著作は、 刑 むしろ就業困難な社会的弱者であり、 務所内の高齢者・障がい 者の存在に社会が注目する契機と 彼らは、 社会に何の受

「治安の最後の砦

刑務所はその意味で、

論 説 設としても十分ではない。 刑務所はある程度健康な受刑者を想定して、 現在の矯正実務では、高齢受刑者の場合、 刑罰を執行する機関として設計されているために、 養護的な配慮を要する受刑者が就業する工場を設 リハビリ施

した場に集めたりするなど、 けたり、身体能力や認知能力の低下により居室から出ることが困難な受刑者に対しても居室 なお処遇の対象としている。それでも就業が不可能なほどの障がいを抱えた者は、 (集団室) と工場が 働く場

務所に入ってくる新受刑者に占める高齢者の割合が増加していることであると思われる。 まで達している。その原因は、長期の刑を受けている者ほど仮釈放も許されずに滞留しやすいということと、新しく刑 所を確保することができず、 ○歳以上の高齢受刑者の受刑者総数に占める割合は増加し続けており、二○一五年では一八・五%(六、四九一人)に 六年から二○一五年まで一貫して減少している一方、高齢受刑者の増加は近年の傾向と言える。矯正統計によれば、六 ここでは、高齢受刑者について、統計上の実態を確認しておく。受刑者総数は、 施設側は持て余すことになる。 刑事施設処遇法が施行された二〇〇

刑者構成の急速な変化に対して、行刑には運用面に留まらない計画的な対応が求められる。 だけでなく、彼らを支えることを要請される若年・壮年の受刑者にもより一層の影響が出ると考えられる。これらの受 方の見直しは猶予のない検討課題となっているのである。 ことを匂わせている。自然と入所者に対する関わりは、変容していくことになるであろう。 これらの事実は、社会と同じように刑務所の中にも高齢化の波が押し寄せていることと、今後もさらに高齢化が進む 高齢受刑者に対する関 施設内の生活や処遇のあり わり

16 小川 G・M・サイクス 大郎 「拘禁と矯正」同 (長谷川永/岩井敬介訳) 『自由刑の展開』 『囚人社会』(日本評論社、 (一粒社、一九六四年) 二七九-二八七頁。また、 一九六四年)を参照 刑務所生活に関する研究書とし

受刑者が刑務所内において犯罪情報の交換や同調者の獲得を行い、出所後の犯罪計画に結びついたケースとして、二〇〇二年

282

- に発生したマブチモーター社長宅殺人放火事件がある。 事件の概要については、 斎藤充功 『ルポ 出所者の現実』 平凡社
- において大きな割合を占める男性受刑者の減少により、過剰収容状況は緩和した。二○一五年末時点で、受刑者数は五一、一七五 人に落ち着いている。一方で、女子刑務所は依然として定員近くか、過剰収容状況にある。 受刑者数は、一九九四年から増加が始まり、二〇〇六年末には七〇、 四九六人に達したものの、 施設数の増 加と、 受刑者総
- 参照したのは、行刑改革会議における「受刑者及び刑務官に対するアンケート調査」、「刑事施設視察委員会の
- (http://www. moj.go.jp/shingi1/kyousei_katsudou_index.html)(最終閲覧日:二〇一六年五月三〇日)である。 刑事施設視察委員会が川越少年刑務所に提出した意見では、 大学の通信制講座を受講できることの周知を求めてい
- での間これを許すことができ、最大一歳六か月まで養育可能としている(六六条)が、現状では受刑者に養育を希望するかどうか 図が窺われ、 八号 (二〇一三年) 二五頁)。背景には、 の意思確認はされていないのが実情である(小竹広子「弁護士の視点からみた女性の矯正と社会復帰の課題」法律のひろば六六巻 刑事施設処遇法上、受刑者が子どもの養育を希望した場合、 施設運営にとって負担の増加が見込まれる制度は、 乳児の養育の受入体制がないため、あえて母親に制度の存在を伝えずにおこうとする意 当初から受刑者に周知しない運用が行われているものと推察され 刑事施設の長が「相当と認めるとき」は、その子が一歳になるま
- (新潮社、二〇〇六年)、浜井浩一『刑務所の風景』(日本評論社、二〇〇六年)。 山本譲司『獄窓記』(ポプラ社、二〇〇三年)、同 『続・獄窓記』(ポプラ社、二〇〇八年)、同 『累犯障害者塀の中の不条
- Rights Watch, p.17.)° ে (Human Rights Watch. (2012). Old behind bars: The aging prison population in the united states. New York, NY: Human ○歳以上を高齢者とした。なお、高齢受刑者は同世代と比べて、主に健康面での老化が一○歳程度進んでいることが指摘されてい を指すものの、矯正統計では六〇-六九歳と七〇歳以上に区分されており、六五歳以上の数値を確認することができないため、 比率の数値は小数点第二位を四捨五入している。日本の政府機関による統計資料では、一般的に、 「高齢者」とは六五
- (2) 二〇一五年に仮釈放が許された者のうち、 ○%以上の執行率であった。 刑期が二〇年を超える者は皆無であり、 二〇年以下で許可された者は いず ħ ŧ
- 25 二〇一五年に入所した受刑者のうち、 六○歳以上の高齢者は一七・一%を占める。
- て三三・七%と、さらに高い数値となっている。このことは、 なお、一般社会では、二○一五年時点で総人口一億二千五百万人のうち四千二百万人が六○歳以上の高齢者であり、 社会の構図が単純に刑務所に反映されるわけではないことを示して 割合にし

務所も直面する現実であることを否定できない。

ることを確認するとき、 る。 しかし、一方で、ここ三○年の社会における高齢者の比率と刑務所における高齢者の比率が非常に似通った推移を示して 一般人口の年齢構成の変化が刑務所にも影響していると考えられ、 現在の超高齢社会の現象は、 いずれ

第二章 刑務所における生活水準をめぐる概念

務所における生活の基準をどこに設定するかを問題とする諸概念の検討を行う。 り多様な人々が存在する場として、刑務所生活の指針や処遇の内容を見直すことが要請される。そこで、本章では、 よりも、 た管理運営を重視していると言える。また、近年の高齢化の進行は、 現状認識を踏まえると、 福祉保護的給付としての性格を帯びて行くと考えられる。 日本行刑は、受刑者に権利や自由を広範に認めるような刑務所環境の快適さよりも、 人権尊重の面からは十分ではない現状を改善し、よ 処遇として実施される内容が、 強制的措置とい 徹底し 刑 · う

第一節 劣等原則

態に近づけることが、 低生存レベ 原則とは、 刑 一務所の生活水準に関して、 「刑務所における生活水準は社会における最低基準よりも低く維持されなければならない、または、 ルほど刑務所のそれを引き上げてはいけない」と説明される概念である。 現状では、当然に否定されるものではなく、むしろ目指されるべきと考えられていることを考慮 伝統的に支持されてきたのは、 劣等原則 (Principle of less eligibility) である。 一般社会における最底辺の生活状 外の最 劣等 給付対象となる貧民階級に入る誘因に曝されていた。

与えられたりすることを許容しない」からである。 な部分にあることを考慮すると、この指摘は妥当であると思われる。 応報と抑 えに支持を集め、 般に、 が則は、 止 0) 願望のためであるとされる。 社会は有罪判決を受けた重罪犯が贅沢な水準で生活したり、 特に矯正関係の政策及び作用に非常に強い影響を与えている概念である。 矯正政策にも二○○年以上にわたって影響を与えることになった。 「目には目を」式の報復=互酬の論理が、 加えて、受刑者が「贅沢な生活」を送ることに憤りを感じるの 市民の素朴な感情に訴える劣等原則 社会における最底辺の 人間の公正性の感覚の最 この原則が強く支持され 階 級より上 は、 その性質 0) 基

劣等原則

は相当の支持を得てい

ると考えられ

は とによって得られるものよりも常に劣っていなければならないと考えられてい 原則は第一に一九世紀イギリスの貧民救済法における重要な原則の一つの現れとして理解されている。 恩恵を受ける者に対するこのような態度は、 労働を怠けることを選択しないように、 公的な基金から支援を受ける貧民の条件は、 共同体を基盤とした事業に関して同様に当てはまる。 た 30 最低賃金の仕 その 公的: 事に従事するこ 証 拠に、 扶 뛠 0 制度

において、 的な慈善事業として行われていた事柄は国家の機能へと徐々に変化した。このような経緯を背景として、 混乱が原因であった。 この状況に対処するためにイギリス政府は賃金を固定し、 という文言が 、法に関するイギリス王立委員会は報告書を公表した 則の最初の現れとなった救貧法の成立が求められたのは、 被救恤民の状態が 用 伝染病によって人口の三分の一が減少したため、 5 れて いた。 「総じて、 人々は給付 実質上または外見上、最下級の独立労働者と同等以上に好適にされては 0 対象としてふさわしくない労働者階級を離脱する強力な誘因 (以下、一八三四年報告)。 労働者の流動を制限しようとした。 元は イギリスの経済は慢性的な労働者不足に苦しん 四世紀の黒死病に続く二世紀半にわたる社会 そこでは、 困窮者救済 また、 八三 それまで個人 の運 の 四四 用 ならな にあ 年に 原

Š

286

の結果であると証明されるまで、 てなされた意図的な選択だと見なされていた。 諸機関は自尊心、 貧困は不可避的に陥る境遇ではなく、 自発性、 自助、 貧民を援助しようする制度的試みは節約を妨げ、 労働の重要性の感覚を回復させるために、 困窮に対してモラルを持ち込んだことによって、 功利主義哲学とプロテスタント神学の立場か ワークハウスが貧民を引き寄せること 自尊心を低下させることが信じられ 後に困窮は多くの要素 自らの

機能を有する道徳的非難も付与された。それは、貧民であるというスティグマだけでなく、以前に給付された財産を売 な労働者の生活よりも快適ではないことを印象づけるものとされた。また、救済を受けることに対する恥付けとしての のないように構想した。 救済を受ける間及びそれ以降のあらゆる政治的権利を喪失することも求められた。 すなわち、 劣等原則と一致する環境は、 被収容者に対してワークハウスでの生活が外部の勤勉

却することと、

はいられないと具体的に説明している。このことから、困窮者の食事が独立労働者の状態を実質的に上回ることを許容 それよりも質において十分であるにもかかわらず、また、その他の点においてもワークハウスの方が優れているにも かわらず、 Bentham の見解を反映しているとされる一八三四年報告の運用原則は、 功利主義の理論を確立した人物として知られる Jeremy ワークハウスの規則と規律によって酒や煙草などの贅沢品を使うことは制限されるために被収容者は怠惰で 特に贅沢品の制限によって快適性を減じようとしていたことが分かる。 Bentham は、 ワークハウスの食事について、 劣等原則の提唱者であると考えられてい 独立労働者の

個人だけでなく立法者の原理でもあると考えていた Bentham は、 関心も高まっていた。そこでは受刑者の労働を生産的なものにして、 きた当時の社会的関心事の一つであって、イギリスの刑務所改良に尽力した John Howard らの努力によって の運営費の節減にも資するようにするにはどうすればよいかという問題関心が主流をなしてい この劣等原則を行刑学に導入することも考えていた。刑務所運営のあり方についての問題は、 刑罰に関する政策についても、 彼らの人間性を新しく開発するとともに、 より効率的で人間的 た 効用 彼が生 大化を、 刑 般

禁につい

ても、

一それら

〔生命の短縮化に作用する刑罰〕

は

死刑よりも

軽 当時

61

と称されてい

るけれども、

事実に 0

お

41 0

ま

ず、

具体的

な提案におい

ても、

非

|人間的な処遇には批判的であっ

た

の刑

務 新の 非衛:

生 な状態

で

間

な い_④ るも なも 常の状態は、 安らぎに帰すべき諸点を除いて、 ŧ い刑罰に服している受刑者を、 (Rule of economy) 奪 えた刑 のの、 のに わ n というものであった。 得ない要素が明らかとなる。 務所であるパノプティコン建設の提案もその一つであった。Bentham はパノプティコン しようとする観点から様々な提言を行ってい 処罰にも劣等原則が妥当すると考えていたということが分かる。 規則のうちの一つとして、 その健康又は生命に有害あるいは危険な肉体的苦痛を伴うべきではない。」と定める。 は、 「生命、 これは劣等原則の行刑における現れと言えるであろう。Bentham は処罰と救済を峻 罪のない、 もっとも貧しい階級の個人による他ほとんど犯されることのない違法行為にふさわ 健康、 寛大さの規則 厳格性の規則 肉体的安らぎ、 自由な状態で生活している同じ階級の個人の状態より良い (Rule of lenity) (Rule of severity) . る。 不可欠の教育、 看守が受刑者から見られることなく監視できる中 は、 受刑者の将来の資産に帰すべきことは除 を示す。それは「生命 「長期間の強制労働と断罪された受刑者の 一方、 他の規則からは、 健 の管理に関して妥当 また、 状 康 劣等原則によっ 態にすべ お 経 よび 済 きでは 0) 規 則

経済が、 れていた要素に加え、「不可欠の教育」、「受刑者の将来の資産に帰すべきこと」が経済性の例外に含められてい る公的費用も認められるべきでないし、 管理に関するあらゆることの中、 経済の原則を度外視しても、 受刑者に対する援助を行うことを許容していたと見ることができる。 11 第一 かなる利益も排斥されるべきでない。」 順位の考慮に値すべきである。 厳格あるいは寛大という動機で、 と規定し、 厳格性 0 規則で例外とさ かな

るものの、 にする。 Bentham の立場をより明確にするために、パノプティコンにかかる提案から窺われる受刑者処遇論を考察すること Bentham 6 受刑者をどのような存在として考えていたかを窺い知ることができる。 受刑者処遇に関する提案の大半は、パノプティコンという建築思想を前提とした上での処遇であ

死刑であり、それ以上である」として強く非難している。

論 受刑者の基本的な隔離形態について、Benthamは二人から四人の受刑者を収容できる複式房(Double

のであった。また、完全な独居には強情な者の精神を砕き、反抗を制圧するという有用性があるものの、それも一 例外は、 なものでしかないことを指摘する。未決拘禁者の場合は、「彼らを独居にしておく根拠はほとんどありえず(…)その cells)を主張していた。 を不必要とした。その理由は、 確実な勾留のために必要に見えるか、不正行為の初心者や不正行為の元である放蕩の初心者がこれらの技の熟 Bentham は有害な知識の伝搬の阻止や逃亡のための共謀を防ぐ目的であったとしても、 独居によって憂鬱になり、そのような精神状態が仕事の量に影響を与えるからというも

か不運で一般水準より下がる場合を除いて、彼らの割り当てを超えないだろう」と述べている。 さらに糧食については、「違反行為者への〔食料の〕割り当ては、罪を犯していない人一般が偶々思慮を欠いてい ワー クハウスと同様に た

練者に染まる危険性が高い精神的感染を防ぐために必要にみえる状況である」とする。

刑務所内の水準が一般の水準を上回り得ることを認めていたのである。

位を欠いた扱いには当たるであろう。 が含まれていることは否定できない。また、糧食に関しては例外的な場合を除いては一般水準を上回ることはないので とは限らず、独居を禁止する理由として憂鬱な精神状態が仕事量に影響することを挙げているように、 りするような非人道的な扱いを禁止していることが分かる。一方で、その理由は純粋に人道主義的観点に基づいてい 隔離形態と糧食に関する記述から、独居にして憂鬱な精神状態に追い込んだり、食事においてひもじい思いをさせた 果たして人道的扱いと言えるのか疑問の余地は残る。 生命や健康を危険にさらすものではないとしても、 功利主義的考慮 る

社会の人間との間に格差を設けることにある。 の問題 は 勤勉に働く者にインセンティブを与えることを目的に、 その思想の根底にあるのは、 社会の労働者階級の人々よりも劣った存在 受刑者自身の性質を軽視した上で、 にす

ることを求め

施設内

にお

いては、

社会か

5

隔絶され

た施設完結主

義の

下

作業を矯正処遇の中

刑

事施設制度が労働能

力を

このことは

労働に従事することが人間を感化すると素朴に信じられていることや、

とみ であったもの の土壌となる危険もある。 なす視線である。 そのことによって、 それは給付の適切な対象者を選定することと、 劣等原則に影響された環境は、 施設内の受刑者に対する扱いは人としての敬意を欠いたものに 元々、 拘禁関係に内在する施設職員と被収容者の 国家財 政に おける公的 扶助 の増大を防 になり、 非 止 する 間 人道的 0

の尊重、 個人が 時代錯誤 間接的に強制されるのではないかという批判もある。 批判である。 在では施設生活全般に との強制として表れる。 構造を増幅させ、 という意識は、 今では劣等原則は批判の対象として取り上げられることが多い概念である。 その 功利 はまることになる。 た 個 劣等原則 主義に基 改善更生という様々な観点からの の原則であると即断することはできない。 反面として、 別に抱える不幸や苦悩には対応できないという批判や、 受刑者自身が社会の安寧のために軽視され、 づく劣等原則は、 法律上の文言や研究者の見解にも見られ はその生 受刑者自身の社会復帰にとっても害悪となり得る。 労働能力を持たない者はシステムから排除されることを意味する。 わたって功利主義的考慮が働 また、 すなわち、 成の経緯 一定の生活様式を選択することが保安と一体化していれば、 刑務所と社会との関係では、 社会の多数の者のために社会的弱者 から功利主義とも密接に結びつい 考慮が `働 17 1 Benthamの思想と行刑の現状を対比して考察すると、 てい ているわけではなく、 受刑者はよき労働者としての受刑者像を押し付けられることにな る。 るものであり、 または利用されてしまう。 しかし、 社会の多数者の幸福を望むあまり、 市民の刑務所への流入を防ぐために刑務所生活を不快 てい 施設生活が居心地の良い (=受刑者) むしろ、 る。 刑事施設の適正な管理運営、 しかし、 ゆ えに、 今も行刑の領域 また、 を犠牲にするの 現在において改めて論じるには 功利主義 それは無為な時間を過ごすこ 容易に人権侵害に転化する。 幸福を総 設に対 ものであってはなら に 伏 では 和的に捉える結果 する批 定の生活様式を 在する原則 受刑者の ない 判 確 かに、 か が と 同 であ 現

とすることを求

論 説 れる。 は発展してきた一方、 有する者を前提にしていることを示している。 一九世紀のワークハウスの入所者が政治的権利をも剝奪されていたことと共通する。 近年の高齢受刑者の増加は、 根底にある意識には今なお劣等原則が潜んでおり、そのことは制度面に表れていることが看取さ 強制的措置と福祉的給付の差異を曖昧にするため、公的扶助の領域を発祥とする劣 また、 刑務所出所者に対する各種資格制限は恥付けとして作用しており、 受刑者の自由と権利に関する理論 290

第二節 行刑の社会化

要となる。

等原則の影響が強まる可能性がある。

施設内生活の悪化に歯止めをかけるには、社会とのつながりを意識した概念が必

会化」というタームが想起される。「行刑の社会化」は、行刑の種々の要素の社会化を目指す際に用いられてきた。 の原型は、 刑務所内の生活の改善を目指したり、一般社会の人々の生活に近づけようとする考えとして、わが国では「行刑の社 行刑と社会との緊密化を主張した中尾文策の見解に見出すことができる。

活を為す者としての訓練を行はなければならない。 きて行くものではなく実に社会に生活する者としての人である。故に教育は当然に其の背後に社会を予想し之に社会生 ればならない。蓋し、人は社会人であり受刑者は社会人として社会に帰って行く者だからである。人の生活と言ひ人の して構想する。 層大きな必要を持つ者であるから、若しも之に社会から游離した生活方法を教へ共同生活を前提とせざるが如き生活 中尾は、 従来の改善刑主義における教育が社会性の認識を欠いていたことを批判し、社会教育をこれに代わるものと 其処に社会と言ふ背景共同生活と言ふ条件を度外視しては意味を為さないのである。 すなわち、「行刑教育が其の任務として人を造るに際しては、特に社会と言ふことが重要視せられなけ 特に受刑者は社会生活の失敗者であり社会人としての教育を受ける 人は一箇人として生

受刑者保護司

の設置、

刑務委員会の導入、釈放者保護に向けた提言を行った。

刑務所生活と釈放後の社会生活の差をできるだけ僅少にしようとする考えが色濃く

尾の行刑に対する考え方には、

に取り入れるべき社会的要素は、

教育的雰囲気を作り出すべく、

現実社会の不道徳部分を除いた道徳的社会を構成する

態度 の 訓 練せられ るが 如きことがあるとするならば、 到底行刑の目的は達成せられないであらう。」

に服 すべきことは教育刑の観念上当然としたのであった。 良い習慣も、 活態度を涵養することを直接的目的とする戒護主義には教育の効果がないと中尾は言う。 に産めつけん」とする「自主行刑」とに分類した。このうち、 |従せしめよう」とする「戒護行刑」と、「受刑者の運命に対する自らの支配慾と支配力とを、(キリ このような認識に立った上で、 受刑者自身の価値判断によって承認し実行することに意義があるとして、 行刑を「受刑者の自尊心を甚だしく無視して、 厳格な規律によって受刑者を圧迫し、 戒護行刑が自主行刑の前 ひたすらに官憲の強ひる権力 そして、 規律 積 同時に合法的 極 的 の維持や に 彼自身 服 に崩壊

また、 賦与すべき」とする。 実するとかの如き派生的な理由からよりも、 教育当然の結論から、 上級者に対する執行の緩和ではなく、むしろ標準的生活を送るにあたって責任の加重を伴うものとして捉えられてい 中 尾は、「自主行刑」 刑務作業に関しては、「単に受刑者を勤勉ならしめるとか、監獄の作業成績を上げるとか、 その他にも、 監獄の中に可及的広範囲に経済生活を侵入せしむ可しとし、 の具体例として、 刑務所の内外が徒に遊離することを批判して、 累進処遇と結びついた自治制の導入を主張する。 社会に馴致せしむるには社会その物を体験せしめざる可からざるの 受刑者の外泊、 その前提として作業賃金の取得権を 自治制 或は監獄の規律を充 作業の社会的進 は累進処遇に お 社会 け 、 る。51

ようとする行刑の本質上当然の過程として捉えている点は、 表れてい 方で、 社会的要素をどの程度行刑 自治制や外泊など、 に導入すべきかに関して、 一見受刑者にとって執行の緩和に見られがちな政策も、 恩恵主義の行刑とは一線を画したものとして評価できる。 中尾は極めて慎重な態度をとってい 受刑者を社会に近づけ る な わち 行刑

292

論 するが如き方法を以て行はるることなき様細心の注意を払うことを必要とする」として、常に受刑者の改善を意識 境に受刑者を置くことが、決して受刑者の『真剣なる自省心』を痲痺せしむるが如き、 ようなものでなければならず、 社会的要素への接触には漸進的方法がとられなければならない。 所謂御機嫌取り主義又は之に類 さらに、「斯る生活環

ものでなければならないことを示している。 現在では、「行刑の社会化」は論者により定義の仕方が異なるものの、 主には、 ①受刑者の生活水準の社会化、 ② 刑

務所と一般社会との交流の活発化、③行刑に対する社会の側の関与に整理される。

足が縛られ、 できる。受刑者は閉鎖的な空間で常に集団による共同生活を強いられている。加えて、規則と命令によって一挙手一投 え込む状況にある。このようなあまりにも特殊な生活様式を改め、一般社会との同質化を目指すことも求められる。 ありえない特殊かつ異常な習慣であることが少なくない。さらに、 に、あまりにも貧しく、禁欲的なものであることは許されない。ここには生活様式の社会化ということも含めることが ① は、 衣食住を含む受刑者の生活場面全体にかかるものである。受刑者の生活水準が、一般社会のそれと比べたとき 極端に自由を制限されている。それらは、居室内での姿勢の指示や軍隊式行進など、一般社会にはおよそ 間断ない監視や、懲罰によって極度のストレスを抱

いった外部交通の強化、 施設の物的設備、 外部社会との繋がりの維持・強化を指す。例えば、刑事施設処遇法で定められた、家族等との面会や通信と 人的措置における拘禁の程度を緩和した開放的施設での処遇もこのカテゴリーに含まれる。 外部通勤作業制度、 外出・外泊制度によって追求される。 加えて、受刑者の情報獲得手段の保

領域に属している。 外部通勤や帰休制度は、 ている。 伝統的 「行刑の社会化」は、より社会復帰に資する行刑を目指すがゆえに、 一般社会生活の場から受刑者を強制的に隔離するという従来の拘禁観念では把握し切れ な閉鎖施設での拘禁から、 受刑者に対する有害な影響を軽減し、 従来の拘禁観念をも揺るが 人間 の尊厳の尊重及び自由 な す

刑の純化を実質化するために、

ふさわしい拘禁態様・施設が要請されるのである。

このように、 被収容者処遇の

つの方法ではなく、

一行刑の社会化」

を促進する必要があるという認識は実務家、

研究者双方に受け入れられ

てい

る。

それ

その構成原理として意味付けを強めてい

る

囲に行刑に関与する形態の二種 3)には、 社会の 側 から 個 人 類がある。 または 団体 後者の形態は、 が受刑者の社会復帰に向けて協力する形態と、 第三者委員会である刑事施設視察委員会制度が刑事施設処遇 個人や組 織 代表者 より広節

法によって導入されたことで実現された。

市民として扱う政策の展開こそが真の刑務所の社会化であるという分析枠組みを示すものや、 もに、 保して行刑の社会化を推し進める方向性が提示されている。 受刑者といえども刑罰によって奪われることのない人権の範囲を明確にすることを要請する 行刑の社会化」 受刑者の 「人間の尊厳」 の各要素は、 原則を、 処遇効果を上げるうえで有効であるという政策論的なレベルで支持されるだけでなく、 実質的具体的に保障する不可欠の原則と考えられている。 「自由刑の純化」 処遇の担い手を多様 今日では、 受刑者を 原則とと

要綱」は、 審議会に対して諮問した改正構想をたたき台として、 監獄法を自ら立法する作業に入り、 て決議を繰り返していた日本弁護士連合会は、 行刑の社会化」の重要性の認識は、 外部通勤、 外出・外泊を許容する等、 一九七五年に「刑事拘禁法要綱」を発表した。一方、一九七六年に法務大臣が法制 監獄法改正論議の中で現れていた。 一九七二年に政府案の成立過程を見守るという立場を放棄して、 行刑の社会化を特徴の一つとしていた。 法制審議会の監獄法改正部会が示した 特に一九四〇年代から早期全面 監獄法改正 の骨子となる 改正 を唱え

てい 社会化」、 化」という三つの側面を持つとされた。 ま た。 た 「社会化」とは、 刑事立法研究会も、 第三者機関の設置等による「施設の社会化」、 外部交通の拡大、 九九六年に発表した さらに 通勤・通学の可能性、 改訂 「刑事拘禁法要綱案」 ·刑事拘禁法要綱案 上命下服的統制の廃止や社会的資源の活用に 資格制限の見直し、被収容者自治等の の基本方針の一つとして、 (二〇〇二年改訂)」では、 よる 「社会化」 社会化原則 職員の社会 被収容者の を掲げ

現場からも国民の視点からもいわば自明視されている状況は、 異なる特殊性を有するものであり、 申立て等を包含した受刑者の取扱い全般に関わる規定と位置付けている。しかし、これは処遇と保安を混然 設処遇法は、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、 るがために、 たと評価されるべきである。 に適応する能力の育成を図る」ことを旨とする「受刑者の処遇の原則」(三〇条) てこなかったのはなぜであろうか。その理由として以下の三つが考えられる。 では、 行刑の社会化が不十分な内容に留まる傾向は、二一世紀に入ってからの現行法においても引き継が 無論そのような処遇が行われる刑務所の世界は、 わが国において「行刑の社会化」が、「今日の行刑における最重要課題」と認識されながら、 過度にパターナリスティックに展開する危険と、 なぜなら、そこに規定された処遇には、生活全般に対する規制を許容する余地を残して 一般社会の生活とはかけ離れたものとなる。 秩序維持のために全生活が規律されるという点で、一般社会とは 保安的要請によって変質する危険がつきまとうからであ 行刑の特異な状況を固定化する危険をはらんでいる。 加えて、 改善更生の意欲の喚起及び社会生活 を施設生活の規律秩序、 現在の処遇形態自体が矯正の れてい これまで根付 懲罰 一体とさせ 刑 不服 事施

権利や自由 権利の主体として構成する以前に、 現在 0 の実現を阻むため、 わが国の、 行刑の密行主義とも親和性が高いことも理由として考えられる。 日本型行刑の弊害を克服する可能性も持ち得ることになる。 担当制の下での情緒的信頼関係に基づいた「日本型行刑」 行刑の社会化にとっても障害となる。 権利の拡大の障害となってきたことである。 また、 しかし、 一般社会とは異なる特殊な人間関係を醸成 反対に言えば、行刑の社会化の発展次第 が、 日本型行刑は、 それは行刑の社会化が定着しない 規律偏重の行刑を招き、 受刑者に対する新し 受刑者を

の理

山

か

ら困難であると思われる。

効果的な矯正処遇のために、

更生への主体的な受刑者の取組みの意義を説き、

これを尊重するための方法を検討

ける

から

遮断され

た劣悪な生活条件下での拘禁が、

受刑者と社会との適切な関係を阻害

自己発達の機会を奪うことが

中の生活条件をい の内容に人格の変容という夾雑物を含ませることさえも許容してしまっているのである。 ○年代に社会科学の客観性を唱えながら、 るとは言い 規• が 赤池 なってしまっていることが一 の内面化を志向し実現しようとする、 は 行刑の社会化 難いということである。 を連想させるものとして忌避され、 将は、 そもそも かに 日本における「行刑の社会化」とは、 -塀の外のそれに近づけるかということであったと指摘する。 (®) の理論的深化を妨げてきたと考えられるのである。その結果、 「社会化_ とは曖昧 とりわけ、 因として挙げられよう。 その意味を限定する「社会学的忘却」という障壁があったことを指摘 かつ多義的な概念であ 当該組織及びその内部の人の営み」(傍点引用者)と定義し、「 日本人の多くが「社会」 抑圧されてきたという日本語に固 あくまで劣等原則と施設完結主義の維持を前提として、 その理由として、 ŋ 特に法学に あるい は おい 市 このような曖昧さと行刑独特の 有の障壁と、 社会的」 野 ては、 行刑の社会化を「人権の保障と社 川容孝は、 とい その 意味 Max Weber が う言葉に対してなじみ 「社会」とい 小内容が う言 塀の 九〇 7

容を伴 であることによく表れている。 三つ目 方で、 ゎ ない の理由は、 赤池による行刑の社会化の段階論は、 スロ ガンと化してしまっていることである。 概念の曖昧さと関連して、 しかし、その内容は本来論争的であるはずのものである。 行刑の社会化が、その実現を目指して声高に 停滞した議論状況に一 そのことは、 石を投じ得るものである。 行刑の社会化を正 面 要求され か ら否定する論者が 赤 ながら、 池 は 社会化 実質的· 皆

づけ 段階」 確にし、 る社会化 刑 矯正施設の完結主義自体が問題化される」段階の二つに整理する。 務所の自己完結主義の枠内で施設生活の強制的契機をできるだけ排除し、 が 進 めら れる段階である。 そこでは国 0 矯正処遇 0) 関与は所与の前提 前者は、 たとされ 施設生活自体を 自 旧由を制 てい 約す る。 塀 後 る原理と限界 者 0) は 外の生活に近 部

一般社会に近づけられ、

296

論 めの処遇は受刑者に課される義務ではなく、社会復帰処遇を受ける権利の一部として再構成される。 識されてい 国には、 侵害された受刑者の利益を埋め合わせ、 生活再建を支援する責務が求められる。 施設生活は外部 社会復帰のた

特に、可能なかぎり外部の一般法にしたがって構成されるべきものとされる。

意図が垣間見える。 赤池の提示した第二段階の社会化は、可能な限り外部と連続した状態を作り出すことを志向している点で、 まず目指すべき行刑のモデルを明確にしなければ、社会化の様々な提言は一貫性を欠き、まとまりのないものになる。 一定の改善を目指した「行刑の社会化」とは一線を画している。そこには、 赤池の見解は、 社会化にも位相の違いがあり、設定する基準によって内容が大きく異なり得ることを明らかにした。 同様の志向は、 実は国際的・地域的人権基準の中に既に現れている。 純粋に一般社会の水準を実現しようとする そこで次に、そのような考え これまでの

第三節 同化原則

方に注目していくことにしよう。

方を「行刑における生活は、 (三条一項) に倣い、「同化原則 刑務所の中の生活を社会における生活とより純粋に同一化することを求める考え方に注目する。この考え 社会の生活状態にできる限り同化されるものとする。」として定式化したドイツ行刑法 (Angleichungsgrundsatz)」 ム学% りというで

を弱めか 決定の自由の剝奪を越える|苦痛増大の禁止」規定 なる差異をも、 つ人間としての尊厳性に対して払われるべき畏敬の念を薄くするような刑務所生活と自由な生活との 最小にするよう努めなければならない」(六○条一項)と規定する。 一九五五年の国連被拘禁者処遇最低基準規則 (五七条)を設け、 (以下、 さらに 国連最低基準規則) 「施設の管理制度は、 これは同化原則の最初 において、 受刑者の責任観念 社会内での自己 の現れ であ

ると考えられ |準を模索する動きへと変化が現れたことを示すものであった。 国連 最低基準規 魺 は 従来の各国家に任せられてい その内容も、 た犯罪 対策 小から、 伝統的な閉鎖主義・密行主義の行 世界のあ らゆ る国と 域

ò

行刑

0

開放化

への転換を要請するものとして、

その当時においては先進性に満ちてい

た

大へと重点が移ってきている。 が目指されるようになった。 されたことに端的に示されているように、 犯罪行為者の社会復帰を促進することを要請する「非拘禁的措置に関する国連最低基準規則」 のとなりつつある。 自由刑を根本から揺がし、 と変化した自由刑が、今や弊害が大きい刑罰として認識されていることを示している。 九九〇年に、 今日の国際社会において、 犯罪者処遇の主役を社会内処遇へ譲渡することへ発展するであろう」という予想は現実の 各国に社会内で実施可能な措置を拡大・充実させることを通して拘禁刑 むしろ現在では施設内処遇の充実よりも、 この傾向は、 自由刑の弊害が認識されるようになり、 「自由」 やむをえず拘禁刑を科す場合でも、その弊害をできる限り縮小しなけれ の価値が増大し、それを剝奪することの有効性から中心的刑 不必要な拘禁をなるべく避け、 拘禁刑に代わる非拘禁的措置の 自由刑の「人道的処遇 東京 の適用を減少させ ルー 社会内処遇 ル ズ 0 進 が 展は

を遂行する能力を確保するために職員に対する指導、 容からは、分野に限らず受刑者に対する細やかな配慮がより一層求められるようになっていること、 た。マンデラ・ルールズは、 二〇一五年一二月一七日には、 国連最低基準規則の特に時代遅れになっている領域や規則を改訂したものである。 改訂被拘禁者処遇最低基準規則 研修や職場環境の整備を強調していることが見て取 (以下、マンデラ・ルー ・ルズ) が満場一 それに伴い 致で採択され その内

ばならないことが強く意識されるようになったと考えられる。

規定してい の適切な尊重 マンデラ・ る。 を ル 弱 ここで、 1 のめが ルズでは基本原則の一つとして、「施設の体制は、 ちな、 同化原則自体が独立した基本原則になったことに表れているように、 刑務 所生活と自由な生活 との差異を最小化するよう努めなければ 被収容者の責任意識及び彼らの人間としての尊厳 時代が進むにつれ なら な ν₂Θ 五 その ح

298

重く受け止 められるようになっていることが注目される。 欧州刑事施設規則でも、 同化原則 は従来、 厠 0)

論 拘束力を持たないとされるものの、 でしかなかったものの、二○○六年の改訂時には基本原則への移動によってさらなる重みを与えられている。 ⑺ マンデラ・ル 1 ルズは、 国連により承認された適切な最低条件を示し、 加盟国は、 その一層の実現に向けた立法上及び行政運用上の指導理念として尊重し 各国の不断の努力を促すという性質上、

社会から非難されることを覚悟しなければならない。

可能な限り斟酌することが求められる。

各国のコンセンサスを獲得した国連文書の規定を露骨に無視するならば、

国際

刑事施設規則その他の勧告文書などに、より高次の基準を見出すことができる。受刑者に対する人権保障の進展を目指 主主義などの基本的価値を伝統的に重視し、 国際的水準がなお発展してい マンデラ・ル 長 い年月を経て国連最低基準規則の改訂に至ったことは、 ールズは行刑に関する「最低基準」に過ぎないことにも留意する必要があろう。そこで、 かなければならないことを、全世界に向けて発信するものであった。とはいえ、 行刑分野について先進する国々も存在する欧州地域に目を向けると、 行刑の分野におい て、 最低限の基準として目指されるべ 人権、 自由、 あくまで 民

すに当たって、

これらの知見が参照されなければならない。

による適用によっても勧告の影響力は保障されている。 の政府によって承認され、 重要な意味を持つ。 されている。このような思想風土において、 として考えられており、 欧州地域の行刑法及び刑務所政策の特徴は、 勧告に法的拘束力はない。 閣僚委員会によって、 拘禁刑の適用を減らす削減主義 「国内の立法、 しかし、 閣僚委員会によって採択されたという事実自体が、欧州評議会加盟国四七 政策及び実務の 締約国政府に勧告に関する行動を起こしたか報告をするように要求できる 欧州の地域的人権機構である欧州評議会の閣僚委員会の勧告は、 広範な人権保障を伝統として有していることである。 指導原理とすること」を意味する。 (reductionism) に基づく政策が全ヨー さらに、 口 ッパ 拘禁が最後の手段 欧州 ν 人権裁判所 ルで支持 とりわけ か 玉

ある。 禁者処遇最低基準規則 ていなかった。 九七三年の時点で相当程度実現していたため、 章 九八七年及び二〇〇六年にこれを改訂した。 州評 「基本原則」では六つの実質的な基本原則を規定しているが、 方 議会閣僚委員会の行刑に関する勧告の中で代表的なものは、 国連最低 同化原則は第六五で定められている。 基準規則と同様の条文の配列となっていた欧州最低基準規則と比べ、 (以下、 欧州最低基準規則) 個々の規定に現在の刑事政策の成果を反映させ、 欧州刑事施設規則 を採択した後、 この時点では社会との同化原則は基本原則に含まれ 社会変化やヨーロッパ諸国での行刑 (一九八七年) 欧州刑 事 施設規則である。 は旧規定を継承している部分が多々 構成が大きく変わった。 これを改訂する作業は 九 七三年に 0 動向を踏まえ、 欧 州

とを要求する程度の消極的な規定と理解せざるを得ない。 bで「施設内生活と社会生活の差異を最小限にする」といっても、 を充たすものであり、一般社会で許容されうる生活水準 と」とあり、 ともすると施設内の生活が快適となることを暗に禁じる趣旨ともとり得る。 特に第六五a及びbが施設内の生活について定めているものの、 (acceptable standards in the community) を充足してい 施設内生活が非人道的なものとなってはいけな a に は 「施設内の生活条件は また、このような留保の下に 人間の尊厳 るこ

域社会における生活の積極的側面にできる限り近似しなければならない」と踏み込んだ規定を置いている。 会の生活の と二〇〇六年の欧州刑 人道的な刑 これに対して、二〇〇六年にさらに改訂された欧州刑事施設規則は、 務所環境に導く食物や医療支援の不足等の深刻な社会問題の流入を避けるためである。 積極的な側面 事施設規則における同化原則の間の大きな違いは、 (positive aspects)」に近づける要求を付加していることである。 基本原則第五で、「刑事施設における生活 欧州刑事施設規則 (二〇〇六年) これは外部社会から、 が、 九八七 地 には地 域 年 社

ノーマライゼーショ 刑 事 施 設規則 ンの積極的側面を強調する。 (二〇〇六年) 0) 註釈は 同 刑事施設での生活は、 化原則につい て定めた条項につい もちろん、 て次の解説を付 自由社会での生活と決して同じに 同 化 原 則

299 (84-2-61)

的に異なる施設内部の生活をどのように近似するかまでは明らかにならないため、このノーマライゼーションの概念を

かに解すべきかが一つのポイントとなる。

せることによって、それらの役割の間でバランスをとることを可能にする。しかし、刑務所では、 社会的役割に由来している。 させる。手段となるのは、 としての役割を刑務所の中で担わせることである。例えば、ヨーロッパの国々は受刑者が私的に配偶者や子どもと立会 る結果として、「受刑者」としての役割が他の役割に優先することになる。個人レベルのノーマライゼーションは市民 の役割に失敗したと考えられているため、多くの役割が制限される。その上、刑務所の内部秩序と社会防衛を優先させ いなしで面会できる家族訪問を許容している。これは、親あるいは配偶者としての受刑者の社会的役割の承認を意味す 刑 したがって、個人レベルのノーマライゼーションは、受刑者の社会的役割を相当程度認めるよう刑務所体制を発展 一務所体制のノーマライゼーションに関して、 Snacken によれば、 受刑者の基本的人権の承認と効果的行使である。受刑者の法的地位の承認は、 社会的役割は相互に分離しているものの、ある役割での挫折や失敗を別の役割で埋め合わ 我々の活動は、 異なる社会領域 犯罪学者 Sonja Snacken は、 (家庭、 職場、 友人関係、 個人と集団のレベルを区別するべきこ 組織) で担っている異なる 受刑者は市民として 自由社会で市

生活のノーマライゼーションの強化を助けることになる。 例えば刑務所の規律秩序の制度に適法性の原則を導入することによって、受刑者の法的地位を承認することは、 のことが許される一方、 ルでの刑務所と外部社会との間の差異は、 刑務所では明白には許されていない全てのことが禁じられているということである。 外部社会では適法性の原則によって明確に禁じられていない 刑務所

民としての法的地位を持つ受刑者にとって、

刑務所内部の生活を標準化する一つの方法となる。

保障はヨーロッパの重要な社会原則となっている。 を行うに際して常に特別な注意を要するという。 とを正当化するのである。それに加えて、集団レベルのノーマライゼーションは、 福利を図る責任を有していることを意味する。 生活の特徴であってはならない。確かに社会的不平等はヨーロッパ社会にも存在する。 じる多くの有害な影響を考慮して、 外部社会で提供されるものにできるだけ近づけることである。 そ れに対して、 提供される食物や医療ケアの社会的不平等や不十分性など、自由社会の消極的な側 集団 レベルでのノーマライゼーションとは、 特殊なあるいは補足的なサービスや保護を必要とする。このことは刑務所の諸活動 ノーマライゼーションは全ての受刑者に平均的な生活水準を保障するこ 受刑者が合法的な国家権力の支配下にある状態は、 しかもそれは施設外の 刑務所内部で提供される社会福祉サー 自由剝脱の特異性と、 「生活の積極的な側面」 しかし、 ある程度の生活水準の 一面が当然に刑務所内 ビスの質と種 国家が受刑者の 結果として生 でなけれ

面する様々な困難を克服するための能力の育成に向けた処遇を重視するようになってきている。また、 ライゼーションは、受刑者と市民の間の差異を最小にする試みとしては、最も先鋭的な考えであると言えよう。 上の位置づけだけでなく、 で積極的な意味での同化でなければならないことを明らかにした点は評価できる。 このように、 欧州刑事施設規則は、 実質的にもその内容を発展させていることが看取できる。 改訂を重ねるにつれ、 受刑者の人格の変容を目的とするのではなく、 特に個人及び集団 同化原則は ル 釈放後に直 0 あくま ノーマ 規則

- (a) John Irwin, *Prisons in Turmoil*, (Little Brown, 1980), p.174.
- 28 Edward W. Sieh, (1989). Less Eligibility: The Upper Limits of Penal Policy, Criminal Justice Policy Review, 3(2), p.160
- (29) *Ibid.*, p.159 (30) Norman M
- Norman Mackenzie & Jeanne Mackenzie, The First Fabians, (Weidenfeld and Nicolson, 1977), p.318
- (3) Sieh, *supra* note 28, p.161.

- (東京大学出版会、一九八六年)七八頁に拠る。 Poor Law Commissionaers' Report of 1834, (H.M. Stationelly Office, 1905), p.228. 訳は大沢真理『イギリス社会政策史』
- (3) Derek Fraser, The Evolution of the British Welfare State: A History of Social Policy since the Industrial Revolution. (Barnes and Nobel, 1973) p.41

(法政研究 84-2-64)

302

- 34 MacKenzie & MacKenzie, supra note 30, p.318
- 35 Sieh, *supra* note 28, p.163.
- 36 MacKenzie & MacKenzie, supra note 30, p.318
- 37 野田博也「『劣等処遇』再考―Bentham の見解に着目して―」社会福祉学四九巻二号(二〇〇八年)一八頁、
- 38 Poor Law Commissionaers' Report of 1834, supra note 32, p.230-231
- 禁し、一定の回数だけ訪問する少数の例外者を除き、いっさいの訪問者を排除する法律が成立すれば、これらの新監獄も居心地の が豪華であることへの批判に対し、Howard は「もし規則が厳格に守られ、強い酒はもとより、 よすぎる住居とはみえなくなるであろう」と述べている(ジョン・ハワード『十八世紀ヨーロッパ監獄事情』岩波文庫(二〇一五 ちなみに、受刑者にとって施設生活が居心地の良いものであってはならないとする考えは Howard にも見られる。 ビールも監獄に持ち込むことを厳
- 122 123.Jeremy Bentham, Panopticon, in Bowring, J. (1962). The Works of Jeremy Bentham Vol. IV, Russel & Russel, Inc., pp
- 41 *Ibid*, p.122

年)二二九頁)。

- 42 Ibid, p.123
- (43) Bentham は当初、 変更したという経緯がある。石井幸三「ベンタムにおける受刑者処遇(二・完)」龍谷法学三五巻二号(二〇〇二年)二二九頁以下 独房での絶対的な独居を主張していたが、経済的非効率性とその処遇の精神的な不適切性を理由に主張を
- 44 Bentham, supra note 40, pp.74-75
- 45 Ibid. p.59.
- 46 Ibid. p.124
- とされる。松井和義行刑局長は説示の中で、参観出願者にはなるべくこれを許して、この機会に「行刑ノ一班ヲ知得セシメ行刑ノ 「行刑の社会化」という用語が用いられたのは、一九二九 (昭和四)年の刑務所長会同における参観許可についての項である

社会化ヲ助長セシムルコト」が、行刑および保護上、きわめて肝要であるとしている (倉見慶記 「行刑の社会化」 倉見慶記 ほ か編

- 『行刑法演習』 中尾文策 「行刑に於ける社会的観念―行刑密行主義に関する考察―」『中尾文策矯正論集』 (法律研究社、一九五八年) 一七一頁)。 矯正協会 (一九八四年) 九四頁
- 49 中尾文策「社会教育としての行刑」『中尾文策矯正論集』矯正協会(一九八四年)四頁。
- (5) 同上四頁。
- (51) 同上一九-二〇頁。
- (52) 同上二三頁。
- (53) 中尾·前揭注(48)九七-九八頁。
- (54) 同上九八頁。
- 55 四頁、倉見・前掲注(47)一六三-一七一頁を参照。 「行刑処遇の社会化と開放化」石原一彦ほか『現代刑罰大系 第七巻 森本益之「行刑の社会化と公衆の関与」同『行刑の現代的展開』(成文堂、一九八五年)二二五-1二八頁。また、来栖宗孝 犯罪者の社会復帰』(日本評論社、一九八二年) 一一五-一五
- 56 を参照。 福田雅章「国際人権基準からみた受刑者の権利」同 『日本の社会文化構造と人権』(明石書店、二〇〇二年)二〇一-二〇二頁
- (57) 自由度が比較的高い諸外国の行刑と異なり、 むしろ積極的に検討を行うべき領域である。 そのことの傍証として、開放的施設での処遇、外出・外泊制度、 規律偏重のわが国における行刑の特徴をあわせ考えると、生活様式の社会化 外部通勤作業制度は、 犯罪者の改善や矯正という目的を監
- 郎 待される役割を従来のままでは果たし得ないことを自覚した上で、新たなあり方を模索する上で確立した概念であると言える。 は達成する能力に欠けているのではないかとして疑義を呈する「監獄破産論」とも結びつけられていることを指摘できる(小川 『刑事政策の推移と問題』(立花書房、一九七〇年)一三七頁以下を参照)。つまり、「行刑の社会化」は、 福田雅章「受刑者の法的地位」澤登俊雄ほか編『新・刑事政策』(日本評論社、一九九八年)二二一 - 二二三頁。 刑務所 また、 森本益
- 之 『行刑の社会化』の現代的意義」刑政九七巻九号(一九八六年)一四-二三頁を参照。
- (60) 赤池・前掲注(11)五九頁以下。
- (61) 本庄・前掲注(11)四一頁。
- (62) 自由と正義二六巻一一号(一九七五年)九〇-九六頁所収
- 刑事立法研究会編『入門・監獄改革』(日本評論社、 一九九六年)一三六-二一六頁。

意する「行刑の社会化」にとって後退した内容であることは否めない。 容者としての地位に照らして」という文言は、施設内の生活水準を引き下げる方向に作用すると考えられ、施設生活の社会化を含 民生活の実情等を勘案し、被収容者としての地位に照らして、適正と認められる」物品を給貸与することを規定していた。「被収 らして適正と認められる生活水準を確保するに足りる」物品を給与又は貸与することを定めていたのに対し、刑事施設法案は「国 物品の貸与等の基準について、一九八〇年に公表された「監獄法改正の骨子となる要綱」が、「国民生活の実情

(法政研究 84-2-66) 304

- 赤池一将「研究者の立場からみた受刑者処遇法の到達点と課題」刑法雑誌四六巻三号(二〇〇七年)四〇三頁
- (67) 森本·前掲注(55)二二五頁。

 $\widehat{70}$

来栖・前掲注(55)一一六頁。

- 68 市野川容孝=宇城輝人編『社会的なもののために』(ナカニシヤ出版、二〇一三年)i-v頁。
- 69 赤池一将「はしがき ―刑務所研究の現在と『監獄の誕生』後の刑罰論―」犯罪社会学研究三七号(二〇一二年)
- 一段階の社会化から、第二段階の社会化への移行として捉えられる。赤池・前掲注 (7)一九頁。 二〇〇八年)八三頁以下、赤池・前掲注(11)五九頁。 赤池・前掲注(66)四○○頁以下。 赤池一将「刑務所完結主義と民営化」刑事立法研究会編 この観点からは、 戦後の西ヨーロッパにおける行刑の社会化の進行は、 『刑務所民営化のゆくえ』(現代人文
- 味合いを含んだ言葉として用いられており、本稿でも「同化」と訳すことにした。 予想される。ドイツでも、強制的な平均化を意味するのではないかという批判はあるものの、多くの場合、「同化」は積極的な意 なお、「同化」という言葉には、異なるものを同化するというような強制的で非支援的な処遇観念を想起させるという批判
- 非拘禁的措置について、刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(現代人文社、二〇一二年)を参照 〈訳) 「社会内処遇措置のための国際連合最低基準規則 United Nations Standard Minimum Rules for Non-custodial Measures (Tokyo Rules). 抄訳として、日本弁護士連合会 (東京ルール)」自由と正義五七巻一二号(二〇〇六年)一四六-一三九頁。
- 小澤禧一「行刑をめぐる合理主義と非合理主義」刑政八六巻九号(一九七五年)三六頁。
- E3%83%BB%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%83%AB')(最終閲覧日:二〇一六年六月二八日)。また、内容と作成過程につい て、杉山多恵「被拘禁者処遇最低基準規則改正について」刑政一二七巻三号(二〇一六年)七八-九三頁、アンドレア・ヒュー 「マンデラ・ルールで日本と世界の刑務所を変えよう!(上)(下)」監獄人権センター通信八五号(二○一六年)二−六頁、同八六 UN-Doc A/Res/70/175. 邦訳として、監獄人権センターによる翻訳 (仮訳)を参照(http://www.penalreform.org/wp

- ラ・ルールズ」季刊刑事弁護九〇号(二〇一七年)一一八-一二三頁を参照。 (同年) 四-一○頁を参照。 また、 わが国の実務との比較検討を行ったものとして、 田鎖麻衣子「処遇法実務とネルソン・マンデ
- (76) 訳は監獄人権センターの翻訳に拠る。
- Dirk van Zyl Smit & Sonja Snacken, Principles of European Prison Law and Policy, (Oxford University Press, 2011), p
- (?8) 日本においても、これまで、国連準則の関係条項を論拠として、被収容者に対する処遇上の違法性について争うケー 年一月二六日も同旨。したがって、マンデラ・ルールズもその影響力が限定されることが予想される。 これをもって、監獄法の規定の解釈を左右するような効力を持つものとは解されない。」としている。 見られた。しかし、最高裁判所及び下級審裁判所は一貫して、 尊重されるべきものである。しかし、その趣旨を具体化する国内法が制定されるまでの間においては、そこに規定された内容は、 護原則のこと)又は被拘禁者最低基準規則は、国際連合やその社会防衛理事会において採択されたものとして、 することを否定してきた。例えば、 東京地判平成五年一一月二四日判時一四八五号二一頁は、「保護原則 国連準則は法的拘束力を持たないと判示して、 その他、 (引用者注:被拘禁者保 違法・無効 東京地判平成一二 わが国においても -スは
- (7) 欧州評議会規程(Statute of the Council of Europe)一五条b。
- (8) 欧州刑事施設規則(二〇〇六年)の序言。
- 81 Conferences/CDAP%20Andrew%20Coyle's%20Speech.pdf)(最終閲覧日:二〇一六年三月二九日). Andrew Coyle, European Code of Ethics for Prison Staff, 2011 (http://www.coe.int/t/dghl/standardsetting/prisons,
- (\mathfrak{D}) van Zyl Smit & Snacken, *supra* note 77, p.372.
- Resolution (73) 5 Standard Minimum Rules for the Treatment of Prisoners. なお、 規則第五八に同化原則を定めて
- (8) Council of Europe, European Prison Rules, 1987. 邦訳として、 禁者処遇ヨーロッパ刑事施設規則と関連決議」(一九八九年)。 第二東京弁護士会監獄法対策調査委員会「ヨーロッパの被拘
- 85) 訳は第二東京弁護士会監獄法対策調査委員会・同上一一-一二頁に拠る。
- はない。Council of Europe, Explanatory Memorandum relating to the European Prison Rules. 欧州刑事施設規則(一九八七年)には説明的覚書が添付されているが、ここで言う水準がどのようなものを指すか は 明ら かで
- (87) Recommendation CM/Rec (2006) 2 on the European Prison Rules. 邦訳として、 〇八年)一一七-一三七頁。ここでの訳文は吉田訳に拠る。 一月一一日の欧州会議閣僚委員会勧告二号―」北海学園大学学園論集一三五号(二〇〇八年)九五-一一四頁、同一三六号(二〇 吉田敏雄「欧州刑事施設規則

- Rules, Rule 5. Commentary to Recommendation Rec (2006) 2 of the Committee of Ministers to member States on the European Prison
- 89 van Zyl Smit & Snacken, supra note, 77, pp.104-105
- 90 例えば、欧州連合基本権憲章の社会権に関する条項を参照
- 91 土井政和「一貫した社会的援助」刑政一〇八号(一九九七年) 五五頁。

第三章 刑罰論からの検討

刑法改正作業時から、 内容とは何なのかという問題は、 活水準に関する概念とは別に、看過することができないのは刑罰論における議論である。 ことを目的とする。 前章では、 行刑の生活水準をめぐる概念について概観した。 活発な議論が行われてきた。本章では、それら先行研究の到達点と、 まさしく施設内の生活にとって重要な問題だからである。 しかし、 自由刑が刑罰であることに着目するならば、生 刑罰やそれに付随する処遇の あるべき方向性を検討する これについて、 六〇年代の

第 節 刑罰論

文脈でも論じられることが多い。 戦後長らく刑罰論の支配的な地位を占めてきた相対的応報刑論 矯正実務において、「刑の執行」 (併合說) (到 (新) とは別に 「教育」 は、 特別予防の性格を有するため、 の作用を当然に認めている現状に 行刑の

刑罰の範囲内で特別予防的な教育を行うことを許容する相対的応報刑論の説明は整合的であるように思われ

鑑みると、

の根拠を薄弱なも

のにする相対的応報刑論の短所は解消され

てい

ない

めら 拠は する 帰結を示したもの」として理解するのである。 要請するものとして理解するべきことを主張する。 る。 論と目的 成できるの 防効果 う疑問も残す。 れるとする。 犯罪予防による法益保護に求められ、 ての刑罰受忍義務それぞれで明らかにされなければならないとする。 拠 「人間 からも か 刑 論 の手段化」 かという問 が このような折衷は、 の単純な統合ではなく、 本当にあるの 不十分なものであり、 相対的応報刑論は、 相対的応報刑 という批判の妥当性を問 題に向き合わなければならない。 かという問題と、 正当化 論は理論として大きな問題を抱えているのである。 むしろ問題点を増幅することになる。 このような 刑罰を科す側と科される側それぞれの側面から捉える見解がある。(タイ 根拠を集めて、 行為者にとっての刑罰受忍義務の正当化根拠は自らの 仮に効果があるとして、 17 国家の刑罰権の限界と個人の刑罰受忍義務の限界による相互抑 そして、 むしろ処罰対象者にとっての害悪の受忍を納得できる理由 さらに罪刑均衡原則と予防目的とが論理必然的 それぞれが不足を補うように並べ 刑罰の正当化根拠は、 責任に応じた刑 すなわち、 懲役刑にお 国家にとっての刑罰権と、 国家にとっての 三罰の範囲内で矯正処 V 方、 て、 た立論ともとれ 矯正処遇を行うことは 相対的応 犯罪に対する責任に求 報刑 刑罰権 に結び付 目的 遇 る。 の目 を 0 刑論 そ 正当化根 行為者に 0 存 応 くの 的 n 在を に対 !を達 制 特

しか るの が含まれ に対し、 0 説の利点は、 なけ 犯罪予防による法益保護のために矯正処遇を行うことに必然性はあるのか、 'n 国家と行為者それぞれを主体とした理論として把握することで、 ば なら 従来の相対的応報刑論が応報刑論と目的刑論の相対立する理論を内包するがために矛盾を招 ない 0 かは、 なお明ら か ではない。 正当化根拠を問う対象を分散させることによって、 矛盾を回避してい 刑罰受忍義務の中になぜ矯正 るということであ それ 71 ぞれ 処 7 渪

の執行」 そこで、 (応報) より 原理的 ح 一行刑」 な刑罰論をとる見解に光を当てる必要が (教育) の二面性を持つものとされる。 ~ある。 刑 応 の執行」 報刑 論を基調とする立場 は不利益 の賦課を本質とし、 から は 自 由 具体 刑 は 的 刑

論

刑事施設に生活の本拠を移すことを強制されることである。一方、「行刑」

は自由刑

0

目的であ

ŋ

特別

基準よりもさらに低い生活水準に甘んじなければならない」ことまで含まれるならば、 枠組みの中で教育を行うことが果たして可能なのか、 のための手段として許容されるであろう。 持つことによって、あくまで自由刑とい 賦課ではないから、 .機能を果たすものとされる。 「行刑」 受刑者の改善、 更生のために外部諸機関との連携や地域社会に開かれたものにすることは う刑罰の範疇に含まれる。 は自由刑の目的として「刑の執行」とは区別されながら、 しかし、 なぜ教育を刑罰の枠組みの中で行わなければならない という問題を残す。また、 「行刑」 は刑罰の中に統合されてい 応報の内容として、 責任に応じた刑を科すことを本 強制という契機を るもの 般社会の最低 0) か 刑罰 目的

る抑 果さえ生みか 止刑 がある。 る。 。 抑止刑論の立場では、 論では、 ねな 仮に刑罰が過酷化するのであれば、 より厳しい刑罰ほど威嚇力があり一般予防効果があると考えられるため、 応報刑論と同様に自由刑の中に行刑を含ませる。 犯罪者自身にとって社会復帰に資さないばかりか、 威嚇による一般予防を刑罰の目的 刑罰が際限なく過酷化する むしろ反対の効

質とする応報刑と矛盾を来す疑いがある。

する必要があるとする。 果と犯罪者自身の再犯を防止する効果が対立する場合に、どう調節するかが問題となる。 の生活全体の調整とそのための指導・援助を行うこと、 それに対して、 ①身体の拘束にとどまらない余分な害悪を避け、 原理的対立はなく、 平野龍一 ーティ 特に②に見られるように、 ックな方法によって、 社会復帰論は抑止刑論の は、 犯罪の防止を目的とする点で、犯罪者の改善更生を強調する社会復帰論と抑止 行為者の自発性を促し、 「修正的あるいは補完的原理」とする。 矯正と保護との有機的連関が強く主張される。 受刑者の社会復帰の妨げにならないように努めること、 ③規範意識の変革及び覚醒を「直接的な非難と説教によってで 自己洞察に導くことによって」行うことを考慮 特に自由刑の執行にあたって ただ、 なお、 般人の犯罪 刑論との 止効

広

0

積

極的

般予防論

に

おける行動モデル

る

٢

ても 方で、 処遇 その内容に含まれる処遇は、 0) 強制 は 否定されておらず、 受刑者の社会復帰を促進するために有効と考えられ 作業の義務づけ は 明 確 に認められ てい る。 <u>②</u> 自 由 刑 は てい 般 予 るのである。 防効果を持 つと考

が提起されてい 会復帰する道を模索することに努めてい 以上のように応報刑 論も 抑 让刑 論 もその る。 理論 L か の内に犯罪者に対する特別予防効果も Ų 自由刑 の特別予防効果それ自体に注目すると、 併せ持つものと考え、 その効果には 犯罪 者 疑問 が 社

され、 確証して一 にすることが刑罰の目的であるとする。 る積極的一 なしており、 に た比較的新し 確認 のような傾向を反映するかのように、 刑務所での刑罰は、 して一 般人の規範秩序への信頼と規範遵守意識を覚醒・維持 般予 受刑者の処遇でも、 般人の規範意識を覚醒・強化するとともに、 V ア防論の有力化や応報刑論の再評。 理論である積極的一般予防論 単なる拘禁ないし自由剝奪のみに純化されることを導く見解もある。(※) 対象者の理性ある人格としての尊重と社会の担い このような内容から、 最近 は⑩ 価である。 の刑罰論には 定の規範違反に刑罰を規定することにより当該規範の重要性を公 一九七〇年代から西ドイツで判例・ 規範違反が 新しい特徴が現れてい 積極的一 強化し、 般予防は、 あれば刑罰を科すことで規範が厳存することを これを通じて一般人が犯罪に陥らない 手たらんとする自 る。 人々を社会の担 すなわち、 学説によって展開 観念的 1い手= 1発性の 側 市 涵 面 養が 民 を され とみ 重視 よう

は法 的刑 ば、 く社会的 ただし、 積極的 罰 の名宛人の に教育的効果を認め、 要因を認めるものである。 積極的 般予防論 洞 察に呼 般予防論の多様性を踏まえると、 は広義の積極的一 び か でけら その教育効果のなかに他の様々な影響と協働して社会的規範 n 後者は、 般予防論 7 国 [家的刑罰でもって、 (統合予防論) そこには と狭義の積極的一 定の留保を必要とする。 意識形成と道徳的 般予防論に分かれ 確 信に影 Michael Baurmann 0 響が 内部 及ぼされ、 的 る な 統合」 前者は あ に と導 る 国家 ょ n

うものである。 によれば、 人間は常に自己利益の最大化を追求する経済人ではなく、 長

び間接に性質の形成に寄与する。

論 説 期に 原理 が規範遵守の動機を持つのは、 一的には不安定であって、 わたってその属性、 性向及び習慣を身につけ、 外的強化と刺激が無くなると、 自分が規範遵守の性質を持っているからということになる。 一定の行動となって発現するものと考える。 浸食されてしまうものである。そこで、 しかし、 ゆえに、 国の刑罰は直接及 そのような性質は 規範 0 名宛人

万が一、 そこにおいて受刑者は、 期的効果を持つべきものとなる。 行動するのではない。 提とする。 規範に従うようになるのに対し、 ていないのである。ただ、消極的一般予防論では、 である。 たがって、 規範に従わないこともありうる人物として想定されている点で、消極的一般予防論よりは、 広義の積極的一般予防論では、 性質に基づき規範を遵守する限り、 広義の積極的一 すなわち、 規範遵守への性向を得させられる人々にとっての手段でしかなく、 般予防論を正当化根拠とする刑罰は、 そこでは、 いつ犯罪に及んだとしてもおかしくない危険人物として想定されているわけではなく、 広義の積極的一般予防論は、 一般の人々も受刑者も、 受刑者を理性ある人格として尊重しているとまで言えるかどうか疑わし 規範名宛人は自発的に行動しているのであり、 合理的計算によって犯罪に及ぶことが割に合わないと認めた限りで 習慣的に形成された性向に基づいて規範に従うことを前 消極的一般予防論と同様に主体的な存在とはみなされ 統合予防の意味で学習過程、 自らも教育されていく存在 害悪を避けるためのみに 成長過 人間に対する一定 程に対 して長

を強めるために受刑者が過酷な刑罰の犠牲になることを意味しな の意味は薄れるであろう。 狭義の積極的一般予防論では、 問題になるのは、 人々は自らの基準に照らして規範の必要性を判断するため、 刑罰を科したという象徴的事実である。 したがって、人々の規範遵守意識 道具としての刑罰

の敬意を払っている見解と見ることができる。

在とみなしているのに対して、 積極的 般予防論と狭義の積極的 後者は人々を自らが信じる正当性の信念に従って行為をなす存在とみなしているとい 般予防論の大きな違いは、 前者が 人々を、 刑罰を通じて教育され 7 く存

なく、

が

法秩序に果たしてい

る役割と関係付け

そい

れらの見解は、 罰自体

以上の

人間観に基づいているため、

強制的な矯正を否定している。

また、

犯罪行為者も

般の人々

ことである。

がある。 刑論の威嚇と同じであり、 を起こす危険性が生じる。 保されるため、 積極的一 極的 抑止刑論と対比した場合には、 般予防論は従来の刑罰論と比べて優れた理論と言えるのであろうか。 般予防論は、 些 |細な犯罪に対しても確実な執行が求められ、 近年になって有力な説となり、 説明の仕方を変えただけであると批判される。『 また、 刑罰が人々の規範遵守意識を強化しているという仮説は実証されてい 積極的一 般予防による、 新たな基礎を与えられて議論が展開され 取り締まるための立法が要請されることで刑罰インフレ 悪いことを嫌って避けようとする「条件づ 法秩序の存在は、 た。 確実な執行によって担 しかし、 ないとい け 果たして は う問 抑

呼び に拘禁に純化するとしても、 に立ったとしても、 の刑罰論よりも優れていると評価できるほど理論的に深化しているとは考えられない。 重 かけ) 一要なのは、 を主眼としていることから、 刑罰の目的と犯罪行為者自身の利益の衝突をどう調節するかであり、 特別予防的側面を否定するわけではないから、 積極的一般予防論は社会構成員の規範遵守意識の強化・覚醒 行刑の内容に対して語ることがないとも言える。 必ずしも自由刑が拘禁に純化するとも言えない。 その点で積極的 また、 (あるいは正当性の信念へ 積極的 般予防論の立 般予防論が 従来 仮

めら 応報 から 容に 近 れてい 刑論 〔年では、「絶対的応報刑論のルネッサンス」と呼ばれるように、応報刑論が再評価される理論状況にある。 展開し、 は多様なものがあるものの、 を 目的を有しないという意味での 自由な人格であるがゆえに、 その意味では、 相対的応報刑論である。 それら諸見解の共通点は、 刑罰が科される根拠にもなりうると捉えられているということである。 **一絶対的応報刑論** しかしそれは、 社会における人々を自由で自律的な とは理解しておらず、 応報の枠内で威嚇や教育改善を目指すものでは そこでの応報刑: 「人格」とみなすこと 論には目的 その内 : が 認

的な意味を正当化根拠とすることで、検証を要する経験科学から距離を置き、 時の応報刑論の共通の特徴の一つは、 あるいは犯罪者を利用して市民に対して影響を与えることを正当化根拠とするよりも、 近年の刑罰論の観念化の趨勢は、 人々を自由で自律的な存在である人格とみなしているということと、 行刑にとって、 ζĮ かなる意味を持つのであろうか。 刑罰の意義を縮減化する傾向を示して 社会における刑罰の一 積極的一 般予防論及び近 犯罪者に対

るということである。

刑罰論にとって自由刑 自由刑の純化へと結びつくことが言われる。 出発点とする人間観からすれば、 をどう構成するか 範囲に留めようとする近時の潮流は、 するとは考え難い。 て考える際、 いうことのみを理由に、 このことは、 内在する問題に直面しながら、受刑者の人権の尊重に対応するべく理論化を進めてきたのであり、 行刑に対して指し示すことが多いわけではない。 受刑者を自由で自律的な人格と措定するだけでは何も明らかにはならないからである。 刑罰論が行刑について論じ得ることが縮小したことを意味するのではないかと考えられる。 すなわち刑務所の中の生活をい 自由刑純化論や同化原則は何もしないことを意味しないからであり、 の純化や権利保障が所与の前提になるとみなすことは困難である。 行刑において、自由刑の純化や社会への近接化に結びついたり、 自由で自律的な人格である受刑者に対し、 刑罰論の行刑に対する限界の自覚ともとれるのである。 しかし、それは目的刑論の退潮という行刑の歴史的経験を踏まえての選択 かに構成するかという論点については弱くならざるを得ない 刑罰論の前提とする人間観が、 強制的な矯正を行うことは矛盾しており、 提供する処遇のあり方につい 受刑者の権利が保障され 刑罰論の意義を必要最 自由で自立的な人格であると それ故に、 他の刑罰論に 受刑者の処 近時の観念的 応報刑論が 限の お 遇

それでも、

行刑との関係で最近の刑罰論から有益な知見を見出すとすれば、

それは刑罰の枠組みにおいても受刑者を、

犯罪

は市

民が地域社会の中で解決すべき問題であると説く。

罪を犯したの

か

どうす

ń

ば罪を犯さない

ようにな

n

るの

か

は

法律家にとって副次的な問題にすぎない

再び社会に戻ってくる。

しかし、

彼らを扱う法律家は、

罪を犯した人の行為に法律を当てはめるのみで、

尊厳を有する人間として捉えている点であろう。 このことは、 自 由 荆 の純化や行刑 の社会化、 同 化 原 劕 にとって不

前提と言える。

罰論の趨勢を踏まえると、 以上 罰論 は 刑 罰の 刑罰とはそもそも正当化できるものなのか、 正当化 根拠を論じるものであっ た。 し か į 行刑 という前提に対する疑念が生まれ 気につい ては語り得なくなってい ると う刑

関する議論 でありながら、 に向けて、 る目的を、 を国家制度の目的として肯定することには問題があるとする。 についてさらなる検討をするには、 て効果を持つことは要求されない。 その点で、 情緒的安定を達成するための犯罪の事後処理に求める。(El) へと展開していく契機となった。 犯罪により惹起された社会的動揺を鎮め、 吉岡 刑罰に必要最小限度の意義しか見出していない点に特徴がある。 男による、 刑罰を単に犯罪の事後処理と捉える見解は注目に値する。 処遇論の議論を参照する必要がある。 吉岡説は、 したがって、 それまでの刑罰論からのアプロ 被害者を含めた社会構成員の心理的満足を通じた平穏な共同 刑罰内容としての作業が持つ意味や、 そして、 これは応報刑論の背後に特定の目的を読み込む 刑罰の応報的性格を認めながら、 ーチの限界を指摘し、 したがって、 吉岡 刑罰が は 刑務所の中の生活 刑罰 ?改善• その後の処遇論に 0 その背後 犯罪 更生に 防 止 とっ 生活

通 あると批判した。 の 間 が、 直接的 法律家 普通でない状況に追い込まれた時 この主張の背後には、 に刑罰の存在意義を否定するのが刑罰廃止論 (法曹) によってコント 犯罪は特別な個人の問題ではなく、 口 1 に発生するものである。 ルさ れてい る刑罰のみを手段とした刑事司法は、 (abolitionism) そして、 社会の問題という認識が 罪を犯した人たちは刑罰を受けた後、 代表的論者とされ 社会に有害で ?ある。 犯罪は、 る 野蛮で Nils

313 (84-2-75)

なぜその人が

論 説 在も行われているように、 原則は施設内の同化を目指すものの、究極的には拘禁刑を科さないことが最良の解決策ということになる。 廃止論と同化原則は非常に強く結びついている。 すコミュニティ・プリズン構想とも共通するものを見出すことができる。また、 の地域社会の中での解決を希求する刑罰廃止論の方向性は、 罰金や社会内処遇が活用されていくことが予想される。 施設内の生活が一般社会の生活と変わらないのであれば、 同化原則自体が刑罰の根幹を疑う考え方であり得るからである。 施設を開放し、 刑罰論において最も異端と言える刑罰 地域社会の援助の積極的活用を目指 同化原則が対象とする層は非常に例 つまり、 同化 現

外的な人々ということになる。それも、

もはや自由刑を選択

する必然性はない。

枠組みで受刑者をいかに扱うかを論じることには限界がある。 刑者をいかなる人間として捉えるべきかを考察する基礎理論として、 発揮している現在、 行刑について刑罰論が語り得ることが減少し、さらには刑罰を自明のものとする考えに対する疑念が確かな存在感を 刑罰論を行刑と結びつける考え方はますます困難となってきている。 刑罰論はなお意義を有しているものの、 原理的・抽象的な次元で、受 刑罰論

そこで刑罰論を離れ、 受刑者の主体性・任意性をめぐる処遇論における議論について、 検討を行っていくことにする。

第二節 処遇論

和は 頃から、 うとする方向が目指されているとした。一方、石原明は「人権保障型の行刑」 確実な刑の執行だけでなく、 拘禁行刑論」 社会復帰処遇の効果に対する疑念が顕在化することになった。当時の行刑をめぐる理論状況について、 (公正モデル) 教育の作用をもその目的に組み込もうとしてきた行刑理論をめぐっては、 と「処遇行刑論」 (処遇モデル)との対抗関係を基軸として整理し、 と「積極的教育改善主義の行刑」とに整 両者を止 七〇年代の 土井政

役立つことと、

不当な健康の侵害と生命の危険を避けることを挙げる。

に亘ってはなら

ない

のである」

という主張に至る。

その理

由として、

受刑者がその生活を安定し、

受刑者の任意性 同じくこのどちらかに偏ることなく、 ・主体性をどの程度認めるかということも議論の的になった。 両者を調和 し止揚する必要性を主張した。 このような方向性が

れる

反社会復帰思想の台 頭は、 自 由刑純化論を根拠として、 改善・社会復帰という目的を積極的に掲げることは望ま

ないとする見解と結びついた。

生命や身体、 する上で、 何をどう純化すると考えてい 合いに出されることが多い前提理論であるにもかかわらず、これらの原型としての理論が、 刑純化論 多くの先行研究におい それらの主張の前提をなす自由刑純化論は、 の起源は、 この理論がどのような意義を有しているかについて、 名誉、 ドイツの Berthold Freudenthal であり、 財 て、 産 受刑者の権利・自由を論ずる際に参照されることの多い重要な理論の一つとなっている自 家族などについての権利を奪うものであってはならないとする見解である。 たのか、 今やあまり意識されずに用いられているように思わ 身柄の拘禁そのものであり、 これを日本に紹介したのは正木亮であるとされる。 確認を行う必要がある。 それ以上であってはならず、 れる。 自由刑をどのように捉 その後の各理論を考察 現在におい それ を 超 、ては、 えてて

防の二点とする。その上で、Freudenthal による「法律とこれに基く判決とが行刑上におい とし、「自由刑とは犯罪人に対する改善作用であるということに帰着する」と述べ、自由刑の目的を改善教育と特別予とし、「自由刑とは犯罪人に対する改善作用であるということに帰着する」と述べ、自由刑の目的を改善教育と ればならぬことを要望し、 囚人の地位の確立」 正木は、「刑罰の目的を政策的に観察するとき、それによって犯罪を防遏するに非ざれ を主張する。 その点において囚人の法律関係を明らかにすべきこと」との主張とドイツ憲法を根 それゆえ、 「犯罪人はまず監獄法により人としての地位を保障され、 ば てもマグナ・ 刑罰 0 価 監獄とは 値 カ は ルタでなけ 拠 ただ人 る

を教育するに必要なる程度において人類の自由を強制し得る手段である」とし、「自由刑は本質的に見て自由剝奪以外

315 (84-2-77)

社会復帰することに

応報が取り去られ、

犯罪防遏の方法を講ずるのみとされることとなり、

結局、

「純正な自由刑で許される唯一

の手段は

将来的には、

現在の自由刑の

にすぎず、それ以外のより良い執行手段を見出す努力を求める。

ただ教育方法のみ」となるのである。

ことは「一の応急手段」

論 善教育を行うため 正 木が 「囚人の地位 それ 、ゆえ、 の基盤として重視していたものだからである。 の確立」によって自由剝奪以外のものの剝奪を禁止した理由は、 自由刑の執行方法として、 威嚇、 痛苦といった威圧手段を伴う可能性が高い 正木が目指す自由刑のあり方は、「改善教育と特別予 それが自由刑の目的とされ 「監獄 る改

その対象となる受刑者は「人たる存在」として取り扱うことが求められるのである。 Œ 一木の主張の根底には、 特別予防の効果をもたらす改善教育刑の追求がある。 その内容は「教育」であるからこそ、

は に一定限度の自由剝奪に限定」する立場に立つものの、 一刑罰を犯罪防止策として把えること」に疑問を呈し、この再犯防止策については、 彼への援助活動として、行刑本来の作用から切り離すべきとする。 方、正木説とは対照的な自由刑純化論を提唱するのが吉岡である。 改善教育といった「処遇理念」を行刑目的に入れることと、 吉岡も正木と同様に自由刑の刑罰内容を 受刑者の個人的問題解決の諸方策

実際の力になり得るか、 罰目的そのものとして認めることを否定する。 罪の防止を刑罰目的として肯認するなら、人権保障という一般原理が、 るため する諸原則 定範囲 吉岡は、 [の人々が共同生活をするのに必要な情緒的安定を再び獲得することである]と主張する。 刑罰の社会的機能は、「犯罪行為者に不利益を課すことにより、 (との関係で問題があるとする。 刑罰の犯罪防止機能を国家制度の目的として是認することは、 大い に疑問である」として、 また、 ゆえに、 応報としての刑罰は、 犯罪者の改善教育を通じた、 社会復帰作用を、「あくまで自由刑特有の問題として、 具体的な場面での人権侵害に対して、どの程度 過去の犯罪行為を原因として科されるものであ 犯罪によって惹起された社会的動揺をしずめ 罪刑法定主義や行為責任主義などの刑罰 積極的意味での社会復帰作用 そして、一特に、 刑罰と に関 犯 刑

刑 して の能 拘禁を前提とした上で、 力向上の活動」であり、「いわば努力目標とも言うべきもの」と捉える。 その有害性を可能な限り少なくする為の努力、 あるい は その拘禁期 間 を利

契機としてではなく、彼自身の問題としてとらえ、 動 |国家による介入をこのようなものとして初めて、有効な犯罪対策と人権保障が両立しうる]| と述べる。 が の 一 環として行われるべき」ものと捉え、「犯罪行為者に見いだされる個人的負因も、 種 々の要因の除去活動は、 望ましいことではあるが、「犯罪対策そのものとしてよりは、 彼自身が解決するのを国家が援助するという形が望ましい」とし、 彼に新たな負担を課すための 般 前 な社会福

観点から行われるべき」とする。 意味での「一定限度の自由剝奪に限定」することであり、この犯罪問題の解決は、「究極的には、 が 「自由刑の執行中であることによって、こういった一般的な福祉を享受することが妨げられないよう」にするとい たがって、 吉岡の描く自由刑の構想は、 一般的な社会福祉活動の中で、 犯罪者自身の問題解決を図るために、 刑罰制度とは それ

くことを目指す一方、 .刑の将来像に大きな違いが表れる。 すなわち、 .由剝奪に限定するという点を骨子とすることには疑いがないものの、 のように、 同じ自由刑純化論でも、 吉岡説においては、 その内容は決して一様ではないことが分かる。 応報刑としての自由刑を前提としながら、 正木説が、 最終的には応報目的を取り去り、 刑罰の目的をどのように措定するかによって、 自由刑から目的 自由刑純化論は、 改善教育を追求して 刑 の要素を排除し 自由刑 の内容

を許容することになる。 に追求した立場である。 般福祉として 「犯罪の種々の要因の除去活動」を実施していくことを追求する。 方 正木説は、 改善教育の基盤として自由刑の純化を要請する見解であるため、 吉岡説は、 自由刑純化論をより純粋 処遇の

ただ、 この点につい これらの説では、 て、 福田雅章は、 刑罰としての自由刑 憲法的 ・法的検討によって自由刑純化論の内容を明らかにすることを試みる。 が 2具体的 ど (V かなる人権の剝奪を予定 して 61 るの か、 な お 定 かで は 福 田

論 説 る苦痛とは、 に至らない限度で罰に値する苦痛を強い ①身柄の拘禁、 ②社会からの隔離・遮断されることの苦痛、 られるのは当然であるとするならば、 ③施設内で罰を実現するにふさわしい 刑罰の本質として予定され . 懲罰: 7

しは拘禁条件を強制されることの苦痛、

に整理できるとする。

受刑者の処遇は社会との継続関係を強調しなければならないのであって、 の純 Ł も身柄の拘禁を超える苦痛を科すことを規定していないこと、 盟田は、 化 拘禁の質と抑止効果、 と相容れないこと、 ①~③の要素のうち、 自由刑の歴史的経緯からも否定するべきものであることを根拠として排除される。 般予防効果等との相関は証明されていないことなども理由として挙げられ 自由刑の本質としての苦痛は①に尽きると主張する。 応報的・懲罰的夾雑物を除去するために現れた 社会からの排除は社会復帰には役立たない ②及び③の要素は、 現行法 自 規上

る」ことを明確にした。 身柄 生活の維持に影響を受けた自由刑純化論の変種とは しての非難 こうして、 の拘禁という制限を除 (苦痛) 自由刑純化論の内実がある程度明らかとなる。 が、 どの程度まで受刑者の人権を制限・剝奪しうるかを原理的に画する原則であり、 61 Ę 原則として受刑者は 一線を画し、 般市民と同等の権利を共有する主体であることをあきら 福田による自由刑純化論の考察は、 「自由刑の純化とは、 (…) 自由刑という刑罰の本質と 社会復帰処遇 その本質は B か ·施設内

る 遇に際して国家の干渉できない受刑者の人権の範囲 ある一方、 の関係を「受刑者の『人間としての尊厳』 のことによって、 行刑の社会化はその人権を実質的に担保するため 自由刑純化論と行刑の社会化との異同 を確保するために求められるコインの を原則 前 に処遇環境の積極的 に明らかにするという意味で処遇の も明らかとなる。 福) 両面 題 な形成を要請する原則であるからであ 田 は 行刑の社会化と自由刑 に例える。 消 極性を要する原 自由刑の純化は、 純化 削で 論と 処

由刑 純化論は、 自 由刑が身体刑あるい は財産刑になることを拒絶する学説として、 人的物的欠乏状態を克服 する理

自

由

から 与えるという視点に立った処遇環境を形成することが求められる。 ことになる。 は導き出せるものの、 原 生活様式を強制したりすることを許容しないことを意味する。 するためには、 論である。 理 の回復に力点を置いているため、 なっ 社会からの不必要な隔離・ ているのは、 抽 象的 このことは、 また、「身柄の拘禁」に限定されることが承認されても、 本人の犯罪を行うに至った、または犯罪を行うことによって生じた様々な問題を解決するために援助を な規範に留まるということである。 その あくまで自由刑純化論は刑罰の内容としてどこまで制約できるかについて論じる議論であるため 施設内の物質的 「身柄の拘禁」について、 遮断も排除されることになるため、 実際には、 文化的 なお多くの自由及び権利が剝奪されてしまう。 精神的生活条件を一 自由刑純化論からは、 ζJ かに実現を図るべきかは行刑の社会化の内容として論じられる したがって、 外部交通の安易な制限も許されな 自由刑法 般社会の生活水準以下に劣悪化 自由刑の内容が 劣等原則に基づく行刑とは相容れ 純化論は自由刑による損害の 「身柄の拘禁」 それらを実質的に保障 61 したり、 に尽きること 行刑 回避と損害 の社会化 ま

自由 刑者の人権保障の重要性を認めながらも、 論じられることになっ 以上から、 .刑純化論の具体化として、 自由刑のあり方を論じる理論として、 さらに処遇論の内容について検討する必要がある。 処遇の意義を依然として認め、 自由刑純化論のみでは不十分であるという結論になる。 VΣ かなる場合に強制が許容されるかについ 特に吉岡の処遇否定論に対して、 したがって、

であ 所生活条件への復帰を意味するのであれば、 受刑者が という。 るから、 国 石川正 0 側からの処遇参加の説得活動に同意しなければ、 わが国の現状では、 の場合に、 |興は積極的に処遇を認める見解を展開する。 国 は 何を目的にして受刑者に対処すれ 改善・社会復帰理念を行刑目的に据え、 かなり疑問であ」 処遇否定論の応報・ ŋ 改善・社会復帰のため 他方、 ば よい 受刑者の同意を必要とする消 それを推進していくことが得策であ」 0 か といい 抑止・無害化が うことが の試みを断念せざるを得ない 検討され 旧来の なけ 的 過 n 処 酷 ば 遇 な な刑 ると 6

論 使による処遇強制」 処遇参加とその成績によって仮釈放を早めたり、 を肯定する。 特定の利益を付与したりするという形での

遇の緩和にすぎず、 い理 的処遇 社会復帰理念が持つ受刑者の人権及び自由拡張機能こそ強調すべきと批判する。これに対し、吉岡は「 Z 解 積極的処遇論の立場は、 遇否定論の立場が、 外部通勤 犯罪行為者を人道的に取り扱う寛容な態度の出現等がこういった刑務所の変革を生み出した」のであり、 犯罪者の改善矯正を直接目指した処遇による裏付けは乏しい」として、 中間処遇といった「行刑の社会化」も、 改善・社会復帰理念が持つ受刑者の人権及び自由制限機能のマイナス機能を強調するの 現在受刑者に許されている自由の範囲を考慮に入れるならば、 さらには社会内処遇といったものも、 処遇理念と自由刑緩和との むしろ、 「その実質は犯人処 政策的には改善 犯罪問題 に対し 0) 開放 正

直接的結びつきを疑問視する。

生活をできる限り一般社会のそれに近づけることもこの要請をみたすものとなる」。 目的として」おり、 れた犯罪に対する応報であるよりも、受刑者が共同社会へ復帰して、 行刑を拘禁関係と処遇関係とに分類し、 術によっては受刑者の内面的価値に対する不当な侵害となることから、 人間を媒介とする、 .刑においてもできるだけ強制を排除して、 .遇拒否を懲罰の対象として処遇拒否者に特定の利益剝脱・不利益付与を行う形で、 定の場所での集団生活に関連する」拘禁関係と、「自由を拘束している間を利用して、 もろも 「自由刑の主要目的が ろの処置 助言·説得 対策を意味する」処遇関係 ―同意・納得の関係」 消極的ではあるものの処遇の意義を主張する。 (…) 受刑者の再社会化と再犯防止であるならば、 自主的に自己責任を涵養する内容をもたなければならず」、「施設内での を基礎とし、一受刑者は決して処遇の客体ではなく、 の 二 面 性が、 再び罪を犯すことのない生活を送ることを第一の ?ある。 望ましくないことは明らかである。 処遇関係における受刑者 また、 処遇を強制することは、 石原によると、 行刑には、 そのための政策としては 受刑者の再社会化 0) 一自由刑は 法 般社会からの 処遇の主体 的 石原明 2地位 処遇技 をは 行わ

「間接的な強制

力

の

320

る状態にまで受刑者を引き上げることを目的とする

さら

それ

が強制できるかにつき、

パ

ターナリズムを正当化根拠として、

平均的利益の保持に焦点を定めた処遇計

!弱者である受刑者

の福

祉を図ることが

福祉国家

『教育』

ŧ

生活関係の改善が再犯防止に役立つば

かりでなく、

の目的に適合していることを考えると、

認

められ

としての地位を持つ」ことを重視する。 その意欲を啓発する。 また、 施設 その意欲をもつ者に対しては、 の側は、 自ら改善・ 更生しようとする意欲のない あらゆる可能な、 受刑者に対しては、 有効と思われる手段を提

援助の手を差しのべるのがその任務であるとする。

政作用として認容することを意味し、施設生活を外部の一般社会に近づけることから逆行することになる。 専門性を発揮できない状況がある。このことは、 対する不信感の背景には、 る種々の懸念事項が完全に払拭できるわけではない。 ることになる危険があるように思われる。 わりは認めるため、 澤登俊雄の見解は、 処遇拒否者に特定の利益剝脱・不利益付与を行うことによる処遇の強制を否定する消極的処遇論 「犯罪を通しての社会防衛者としての立場と、 受刑者の同意を必要とせずに準備される施設生活の大部分を、 処遇が許容されるか否かにつき、受刑者の質によって改善処遇の是非を決定しようとすることで 自由制限機能の他に、 また、 「消極的」であるにせよ効果が実証されてい その処遇効果、 仮に受刑者の同意に基づく処遇を行うにしても、 臨床家としての個人の側に立つ立場との矛盾」を抱え、 改善・社会復帰理念に基づいて、 中でも再犯防止効果が疑わしいこと、 改善更生を志向する方向 国が受刑者に働きかけることに ない 処遇を国 処遇否定論が危惧 ŧ 国家 治療に携わる者 充分にその 家による行 .へと規 0 積 的

処遇論の精緻化を目指す立場である。澤登は、 行われること自体は、 の許される範囲を明確にすることを試みる。 で正当化できるの かについて、 $\widehat{\vdots}$ 自由刑の正当化根拠が侵害原理にある以上、 検討を行っている。 受刑者に対して「教育」 犯罪・非行対策として用いられる、パターナリズムに基づく介入や干渉 その前提として、「行刑の段階で再犯防止を目的とする の名の下に行われる種々の強制がどのような理 認められてよい。 ま た平 均的 益を保持でき 『教育』 が

321 (84-2-83)

論 に基づく強制を肯定する。 本人の意思を無視した「強いパターナリズム」は、 ただし、 受刑者の自己決定を尊重するべきであるから、「介入」 例外を除いては否定される。 よりは 弱 41 「干渉」 を主

例外的にしろ れは があると考えるべきである。 ないであろう。 は入所時から責任無能力と判断されるほどの異常性を抱えてはいない。 者などの適切な判断を行うための主体性を欠いている 様々な作用を上乗せすることが可能となる。 ることは当然予想される。 も存在することや、 ある程度の妥当性を有すると思われる。 かという疑問が生じる。 できない。 むことが行刑の場でも求められるであろう。 用が の見解について、 教育」 認められるには更なる根拠を必要とする。「教育」が侵害原理によって認められるのであれば、 それでも行刑の分野で独自に したがって、 に限られるのか否かが明らかではない。 「強いパターナリズム」を肯定することは、 なぜなら、 一般社会に心身の異常な者が存在するのと同様に、 まず、 侵害原理に立ち、 公的機関による作用に対象者本人の意思が伴っていないことは行刑に限られた問題では ゆえに、受刑者の生活水準を考えるに際しても、 基本的には自由社会で処分を行う際に、 自由刑の正当化根拠が侵害原理にあることを理由に「教育」 無論、 一干涉」 他者の利益を侵害した結果として既に拘禁を受けてい 侵害原理によってなぜ身柄の拘束以上のものが認められるの そのような手続をとることができない場合に、干渉が 法律は被収容者を正常とみなして制度を作り上げていることから、 B 「強いパターナリズム」を正当化することには慎重でなければ さらに、本人にとって利益か不利益かの評 (あるいはそのように推定できる) 施設側の恣意的な判断の危険を免れない。 本人の意思の不在が許容され 収容生活の中にも心身の異常を訴える者が生じ しかし、元から心身の不調を抱えている受刑者 処遇の強制が皆無の行刑を観念することは 受刑者の場合には、この まで認 i 価基 るため るのであり、 めるの ただし、 正当化される余地 |準は曖昧であり、 は飛躍 に必要な手続を 身柄 か、 では そしてそ 0 それ以上 精神病質 拘 彼ら なら な

社会復帰処遇の積極的側面と受刑者の人権保障とを両立させるという課題に対し、 土井政和は、 社会的援助としての

か

これる。

刑者の人権保障を図る。 受刑者の自由制限の不当な拡大を生じる危険性に鑑みて、これを回避・防止するためにまず、 社会復帰を受ける権利を提唱する。 を内容とする「国家による受刑者に対する福祉活動であると共に、それを通じた犯罪防止活動」と位置付ける言 とを厳密に区別し、また、「行刑」を自由刑の内容にしないことにより、 「行刑」 を「受刑者自身の個人的問題を解決するための措置」 つまり、「行刑」を「刑の執行」とは切り離すことで、 基本的に自由刑の犯罪 、防止機能を否定しないものの、 と「刑の執行に伴う弊害を除去するための措置 処遇強制によって侵害されるおそれ 自由刑の目的による影響を受けない それが 「刑の執行」 社会復帰処遇 ح 0) ある受

には な問題状況」を指摘し、その多くは一般福祉援助として解決されるべきとする一方、完全にそれに解消してしまうこと 対する援助を促す状況として、 「自立のための援助を求めている者をも切り捨てること」が懸念されることから否定的である。『『 行刑における受刑者の援助がいかなる根拠により正当化されるかについて論を進める。そこでは、 実証的な観点から「受刑者の拘禁以前の状況」、「拘禁そのものの弊害」、「釈放後の特別 受刑 者に

備すべき」ことを挙げ、 復帰にとって不利益となる場合には、 よって、 可能ならしめる機会を刑務所内で保障する義務を負うと同時に、受刑者に対する自己発達の期待を示すプログラムを準 て始められねばならない」ことと、「国家は、 結論として、「自由刑純化の立場から、 処遇を「強制することは原則として許されない」こと、さらに これらを受刑者の社会復帰権として構成する。 施設側は、 国家は自由刑の弊害を除去する義務を負っており、それは、 人間として固有の自己発達権を拘禁により阻害している以上、 受刑者に援助を受けるよう助言、 「援助を受けないことが、 受刑者の人権として援助を位置付けることに 説得に努めねばならない」ことが導 明らかに本人の社会 既に行刑 それ 一中に お

される」こと、 社会復帰権が 憲法的· 「社会復帰処遇領域においてもデュー 人権として保障された場合の帰結として、 プロ セスが保障される」こと、「社会復帰プロ 「受刑者個 人のイニシ アチブ、 主体的立場 グラムは社会復帰 が 拡 大保障

論 となることという四点を挙げている。 効果の如 何にかか わらず提供されなければならない」こと及び「社会復帰処遇を管理手段として利用することは困

権保障と社会復帰処遇を両立させようとする方向性において、理論的到達点を示したものと言える。 社会復帰処遇を社会的援助として構成し、 さらに受刑者自身の権利として位置付けた点で、 受刑者の人

る。 考えている。一方、社会復帰権論は一般福祉活動に解消することは不可能だと考える。したがって、両説が行われるべ 必要と考えているものの、その内容を否定してはいないからである。そして、それらは一般社会福祉でも達成できると必要と考えているものの、その内容を否定してはいないからである。そして、それらは一般社会福祉でも達成できると があるかは改めて検討する必要がある。なぜなら処遇否定論は、 受刑者の権利として具体化する方向へと落ち着いている。この具体化が、施設内生活のあり方を決める重要な要素とな 点である。 きと考える内容は共通しており、 処遇論において、行刑本来の作用として社会復帰処遇を捉えるのか、一般社会福祉として行われるべきかは一つの論 この点、社会復帰処遇に距離を置く点では同様の方向性を示す処遇否定論と社会復帰権論との間にいかほどの差異 現在では、 処遇の強制を前提とする社会復帰処遇を否定しつつ、行刑を国の積極的援助活動として把握 それをどのように構成するべきかという点に違いが求められることになる。 積極的援助活動を社会復帰権として構成することは不

専売特許ではないことから、 はなくなり、 てではなく、社会一般で行われているのと同様の公的サービスが行われることになる。一方、 用であることは否定されているものの、 そこで、一般社会福祉に解消するということの意味について考察する。「一般社会福祉」については、行刑特有の作 行刑の内容はさらに希薄化したものになる。 民間福祉団体による活動もここに含まれることになる。 国家の活動であることが否定されているわけではない。 ゆえに、 国による作用である必要 福祉活動とは国家による つまり、 一行刑」とし

に解消されるものなのかという疑問が生じる。 行刑の存在意義について考えると、 仮に民間の福祉事業団体や公的扶助組織が刑務所内での活動に参入する 社会復帰を目的とした行刑における諸施策は、 般的な福祉活動 に完全

高齢受刑者の身体能力や認知能力を高めるためのリハビリ訓練を自らの意思によって行わせることの方が彼ら自身に ことを認めたとして、 民間の福祉によってカバーされると考えられる。 それは受刑者のニー ズに適合したものになり得るのかという疑問である。 福祉の参入を認めて (国家作用としての処遇を否定し)、 確 か に 刑 一務所 内

とっても意義のある活動となると考えられ

り当てることができた一方、 とによって、 人にとって必ずしも適切でない活動に参加することも止めることはできない。 るべき問題であるからである。 送るための教育・指導等は、 方で、受刑者本人に必要な援助活動の見極めや拘禁生活による弊害の除去活動、 全ての活動を処遇として統括してきた施設側は、 種々の活 動の中から必要な活動を選択する主体性が今まで以上に求められることになるであろう。 福祉によって様々に用意される活動の中でどれを選ぶ(選ばない) 福祉によっては解消されないと思料される。 すると、 社会復帰の見地から本人に必要な活動を判断する主体から施設は排除され 本人に必要な活動、 あるいは施設の運営にとって必要な活動を割 まず、全ての活動を一般社会福祉に任せるこ 帰住 活動や かは、 出 所後 本人に任せられ の生活を円 なぜな 本

行刑 正と保護の連携に関わる場面も刑務所特有の問題と言えることから、 する問題に対しては福祉による参入が期待される一方、それ以外の問題では手つかずの状態になると予想される。 また、 か 側の役割は 拘禁生活による弊害に対応する措置は、 の作用ではないため、 これらの活動が 福祉事業団体による活動は、 に収斂 心してい 受刑者の確実な収容、 行われなくなると考えるのは、 くことになると思われるからである。 国家は、 般国民に保障される人権基準を保障するものの、 一般に社会でも需要のあるものに集中する。 外部から参入する福祉事業団体等と受刑者との間 刑務所の特殊性に関わるものであり、 社会復帰を目的とした諸施策が ここで指摘した福祉に解消され 帰住活動を、 そのため、 責任を持って行う主体を欠くことに 福祉では用意できないであろう。 それを超えて積極的援助活動を 般福祉活動として行われる結果 の橋渡しと、 ない援助 般社会と刑務所に共通 活動は 安全及び保安に

行う義務は持たないことになる。

ある。 層の配慮を必要とすることである。 しているものの、 く望ましい水準の援助が調達されると考えているものの、 いう疑念は免れない。 滑に送るための教育・指導や受刑者の自発的な能力開発のための援助等の積極的な環境整備は望めないのではないかと も認容するのであって、 とにも適合的である。 般社会の水準を求める原則である。 もう一つの疑問は、 この点で留意するべきは、一般社会とは異なる特殊事情を抱えた刑務所であれば、 福祉的援助活動が行われていれば、それで事足りると考えられる余地が残る。この説では、 確かに、 祉 国家思想の興隆によって、 国家の側の援助活動として提供されるべき水準を明らかにしてはいない。あくまで社会と同じ水準を 処遇否定論は、 したがって、 ただ、 国の作為が要請されることと、不作為が許容されることはいかにして決定するのかということで その水準を求める積極的動因は見出されない。そうであれば、 同化原則は、 社会復帰目的を理由とする種々の制約を否定する有力な見解であり、 処遇否定論は、社会復帰権として構成されるものも、 施設拘禁中の取扱いに求められる水準をどこに求めるかという議論が改めて必要と 処遇否定論は、 国家に求められる作為の水準は一般社会においても高まりつつあり、 非人間的扱いや社会復帰処遇の不利益な側面を否定することにとどまらず、 それ自体、 一般社会福祉に解消されない 自由刑の純化から社会の生活状態に近づくことを肯定 社会一般の水準からは十分でな ŧ そのように構成する必要もな のは確かに存在する。 その特殊事情ゆえに、 出所後の生活を円 社会に近づくこ 常に一定で それ より

可能にする機会の保障、 受刑者の社会復帰権として保障されることの内容は、 ③刑罰執行から解放されて社会に復帰する実体的権利に整理できる。 ①自由刑の弊害除去、 ②人間として固 |有の自己発達

国民一般と同様に保障されると判断するのは楽観的であるように思われる。

う批判が考えられ のうち、 ②の発展的な内容に対しては、 る。 これに対しては、 社会で保障されるべき権利の内容と、 社会でも保障されてい ない 人々が 国家が完全に阻害している状況下で保障 いる内容をなぜ受刑者に認める Ō

したがって、受刑者には、社会復帰権として独自に保障する必要性が強いのである。 権利侵害が直接問題になる場面は考え難い。一方、拘禁されている受刑者にとっては、 能にする機会の保障は、 当人が自らの問題性を自覚し、必要な教育または治療を受けることを望んだとしても受けられない可能性が高い。 るべき権利の内容に違いがあることが一つの根拠になると思われる。この場合、人間として固有の自己発達権を可 一般市民にも認められるべき権利であるものの、社会では本人の裁量にかかる部分が大きく、 当該環境に依存するしかない た

- 92 三頁、福田平『全訂 刑法総論〔第五版〕』(有斐閣、二〇一一年)二一頁、三二一頁以下。 団藤重光 『刑法綱要総論 第三版』(創文社、一九九七年)三九頁、大塚仁『刑法概説総論 四版』 (有斐閣、 一九九七年) 四九
- 93 佐伯仁志 「刑法の基礎理論」法学教室二八三号(二〇〇四年)四三頁、 花岡明正 「刑罰論の現状と課題」『前野育三先生古
- (94) 松原芳博「刑法と哲学」法と哲学一号(二〇一五年)七五-七六頁。祝賀論文集 刑事政策学の体系』(法律文化社、二〇〇八年)一二二頁。
- (95) 同上八〇頁。
- (96) 小野清一郎=朝倉京一『監獄法』(有斐閣、一九六五年)六-三一頁。
- 98 97 井上正治「現代における刑罰思想」『岩波講座現代法』(岩波書店、一九六五年)二〇五頁 平川宗信 『刑事法の基礎〔第二版〕』(有斐閣、二〇一三年)一〇七頁。
- (9) 平野龍一『刑法総論Ⅰ』(有斐閣、一九八六年)二五頁。
- (⑩) 同上二六頁。
- 101 政九○巻七号(一九七九年)七四-七五頁、同「新しい行刑法の要綱」刑政九○巻一○号(一九七九年)五六-六一頁。 同上一-一五頁、同「監獄法の改正と更生保護」更生保護三〇巻一〇号(一九七九年)三五-三九頁、 同「矯正と社会復帰」 刑
- 平野龍一「刑事施設法の基本問題」『法協百年論集2巻』(有斐閣、一九八三年)七七二頁。
- 103 Interest (1974), pp.22-54 代表的なものとして、Robert Martinson, What works?-Questions and answers about prison reform, 35 The
- わが国において積極的一般予防論を取り上げたものとして、 田中久智 「積極的 般予防論ならびに結果無価値に関する一

- 果に関する心理学的検討」法と心理二巻一号(二〇〇二年)七六-九一頁、櫻庭総「新たな刑法正当化戦略の問題点とその『市民 北野通世「積極的一般予防論」法学(東北大学)五九巻五号(一九九五年)六二○-六四六頁、本庄武「刑罰の積極的一般予防効 的一般予防論的考察」法と政治四二巻三号(一九九一年)四九七-五四〇頁、同「責任の機能化と責任能力」法と政治四四巻一号 (一九九三年)二一三-二六三頁、中義勝「国家的刑罰と責任思想」関大法学論集四三巻一・二号(一九九三年)三二七-三九四頁、 六二頁、宮本弘典「刑法システム正統化の新局面」犯罪と刑罰七号(一九九一年)一〇三-一二二頁、神田宏「責任と刑罰の積極 (一九八九年)一一三-一五二頁、小野坂弘「刑法解釈学と刑事政策」法政理論(新潟大学)二四巻一号(一九九一年)一一五-(別冊) (一九八八年) 一一五-二三六頁; 熊本法学五七号(一九八八年)二五九-二九四頁、田中久智―田中りつ子「積極的一般予防論に関する一考察」名城法学三七 井上大「刑罰目的としての特別予防と一般予防 その再検討」専修法学論集五〇号
- 松宮孝明「『過剰収容』時代の重罰化」法律時報七七巻三号(二〇〇五年)一-三頁

像」九大法学九五号(二〇〇七年)五七八-四八八頁を参照

- 二年)二九一頁以下を参照 訳として、ミヒァエル・バオルマン(吉田敏雄訳)「積極的一般予防の実証的理論に関する予備的考察」北海学園大学法学研究三〇 巻二号(一九九四年)二六五-二八四頁。また、中村悠人「刑罰の正当化根拠に関する一考察(一)」立命館法学三四一号(二〇一 Michael Baurmann, Vorüberlegungen zu einer empirischen Theorie der positiven Generalprävention, GA 1994, S.368. 第
- (III) 本庄・前掲注(III)。
- 所一彦「抑止刑再論―威嚇と条件づけ―」芝原邦爾ほか編『松尾浩也先生古稀祝賀論文集 上巻』(有斐閣、一九九八年)九七
- 109 chrift für Klaus Lüderssen, 2002, S.327 Bernd Schünemann, Aporien der Straftheorie in Philosophie und Literatur, in: Cornelius Prittwitz u.a. (Hrsg.), Fests
- ⟨⑪⟩ わが国において、近年の応報刑論について取り上げたものとして、 二〇一六年)二一-五八頁。 飯島暢 百自 由 の普遍的保障と哲学的刑法理論』 (成文堂
- 注(川)五四頁)と、 liche Strafe, Bedeutung und Zweck, 2004, S.37 せ、 ない再社会化プログラムに任意に参加するように受刑者に申し出るものであると理解している。 いる。一方、Pawlik の見解については、再社会化の働きかけを受刑者に対する義務づけとして認めているとする分析(飯島・前掲 例えば、Michael Köhler, Strafrecht Allgemeiner Teil, 1997, S.633 は、 矯正の強制は否定しているとする分析 再社会化という刑罰目的を、 (中村悠人「刑罰の正当化根拠に関する一考察(二)」立命館法学三四 再社会化のための働きかけは、あくまで強制的では 強制を伴う刑罰の概念に含めることを否定して また、Günther Jakobs, Staat

- 2) コサーブ最近(1) つと八頁) がある。
- (記) 中村・前掲注(Ⅲ)一〇八三頁。
- 吉岡一男「犯罪現象と刑事法」同 『刑事制度論の展開』(成文堂、一九九七年)一五八頁。
- 紹介するものとして、浜井浩一「ノルウェー 一六〇-一六六頁。 刑罰廃止論について、ニルス・クリスティ(立山竜彦訳)『刑罰の限界』(新有堂、一九八七年)を参照。 - の犯罪学者ニルス・クリスティが目指した刑事司法」刑事弁護八二号(二〇一五年) クリスティの思想を
- 115 ―グローバル・スタンダードと市民参加』(日本評論社、二〇〇三年)二九-三七頁を参照。 コミュニティ・プリズン構想について、 中川孝博「コミュニティ・プリズン構想の提唱」 刑事立法研究会編 世 |紀の刑事施
- 116 が、 七九年)、 菊田幸一=海渡雄一編『刑務所改革— い処遇を社会復帰の第一歩と捉え、行刑の民主化を展望する立場として、前野育三『刑事政策と治安政策』(法律文化社、 土井政和「社会的援助としての行刑(序説)」法政研究五一巻一号(一九八四年)三九頁以下。 処遇行刑論または拘禁行刑論のいずれか、または両者を止揚しようとする方向のみにすべて整理できるわけではない。 同『日本の監獄と人権』新日本新書(一九八一年)。 一刑務所システム再構築への指針』 (日本評論社、二〇〇七年)七〇頁以下。 同「社会復帰 なお、 0 ため 行刑理論 Ō 人間ら 処遇
- 117 石原明「受刑者の法的地位考察の方法論―将来の行刑のために―」 刑法雑誌二一巻一号 (一九七六年) 二頁
- 118 福田雅章「受刑者の法的地位と『要綱案』」ジュリスト七一二号(一九八〇年)四三頁。
- (⑪) 正木亮『新監獄学』(一粒社、一九六八年)七-八頁。
- (20) 同上一二三頁。
- (12) 同上一四一頁。
- 124 123 同上一七〇頁。
- (い) 吉岡一男「監獄法の改正と知(い) 同上一七〇頁。
- 126 吉岡 吉岡 男「犯罪 男 「監獄法の改正と処遇理念」 、の研究と刑罰制度_ 同 同 『刑事制度の基本理念を求めて』(成文堂、 『刑事制度の基本理念を求めて』(成文堂、一九八四年)四六頁以下。 一九八四年)一一一頁。
- (28) 同上一二頁 (27) 同上一二頁
- 四)同上一一七-一一八頁

- 131 吉岡 男「自由刑の新展開 同 『自由刑論の新展開』 (成文堂、一九九七年) 七七頁。
- (訟) 福田·前掲注(56)一八九頁以下。

133

同上一九七頁。

- (34) 同上二〇〇頁。
- 135 福田は、諸外国での自由刑純化論の表れとして、ドイツ行刑法の同化原則ではなく、三条二項の侵害排除原則を挙げている
- 136 (同上一九八頁)。 石川正興「改善・社会復帰行刑の将来 ―アメリカ合衆国と日本の場合―」比較法学一四巻一 号 (早稲田大学比較法学研究所
- 一九七九年)八九-一一六頁。

137 化を促進したと考える。同一一一頁。 同上一〇六頁。この点について石川は、 改善・社会復帰理念と受刑者に対する人道的な配慮との両者が相携わって拘禁の

- (認) 吉岡・前掲注(LD)六一頁。
- 139 悪化を防止する「消極的な処遇目的」(石川・前掲注(44)一一三頁以下)が忘却されてはならないことには異論がない。 をもたらすわけではないものの、全く自由が認められない状態にある時点では、不十分な内容にしろ、改善更生を理由として権利 の拡大をもたらす機能があったことを見出すことができる。また、受刑者の改善・社会復帰目的が追求されるにしても もっとも、積極的処遇論も、社会との同化をまったく志向しない理論であるわけではない。 改善・社会復帰思想が自由刑緩和
- 140 石原明「受刑者の法的地位考察の方法論―将来の行刑のために―」刑法雑誌二一巻一号(一九七六年)一-二〇頁
- (団) 吉岡・前掲注(亞)六二頁。
- (组) 同上六六頁。
- 143 的と機能」同『新社会防衛論の展開 澤登俊雄「行刑の目的と国家の処遇権」同 (成文堂、 『新社会防衛論の展開』(成文堂、 一九八六年)一九七-二三三頁。 九八六年) 一七九-一九六頁、 同 「刑務所 0
- (州) 土井・前掲注(川)三七-三八頁。
- (45) 同上七〇頁
- (船) 同上七九-八〇頁。
- (祖) 同上九二頁。
- 受刑者の社会復帰権について、 土井政和「受刑者の社会復帰の権利」 横山晃 郎 土井政和編 『現代における刑事法学の

一方、

同化原則は、

外部社会の市民とまさに同一であることを求める概念として捉えることが可能である。

以上の刑罰論の限界や、

処遇論の発展を斟酌する形で、受刑者の生活水準を設定することが必要であろう。筆者は、

(櫂歌書房、一九八九年)二九三-三三四頁。

- 土井・前掲注 (116)九四頁
- 150 土井·前掲注(48)三二一頁以下。
- 152 151 (ध) 五七頁。 吉岡は、国家の直接的監視下にあることを理由に、 吉岡「『犯罪者処遇』をこえて」同『刑事制度論の展開』(一九九七年)二四三頁 一般国民より密度の高い福祉的援助水準を肯定し得るとする。
- 153 吉岡·前掲注(以)五五頁以下。
- 154 ることになると批判する。土井・前掲注(Ⅱ)七九−八○頁。 土井は、一般社会福祉に解消してしまうことは、 単なる物的経済的援助のみでは解決できない 「問題」を抱える者を切り捨て
- 155 Criminology Vol.77, No.4 (1986), p.1027. Edgard Rotman, Do Criminal Offenders have a Constitutional Right to Rehabilitation?, The Journal of Criminal Law and
- 福島至「社会復帰の権利と恩赦―自由権規約を素材として」広渡清吾ほか編 『小田中聰樹先生古稀記念論文集 民主主義法

学・刑事法学の展望 上巻』(日本評論社、二〇〇五年)七一五-七一六頁。

第四章 新たな指針となる概念の構築に向けて

題がある。 上の苦痛を作為的に創出するべきではないということと合わせ、 自由刑純化論の立場から、 あると考える。そのためには、 自由刑は身体の拘束に尽きるものであり、それ自体が相応の苦痛を与えることから、 積極的な施設内生活の改善が必要であるものの、「行刑の社会化」には上述のような問 物理的隔離による損害を回復する方向を目指すべきで それ以

同化原則と、

わが

を国に

おけ

論 説 て、 そこには、 般社会における水準の実現を求める同化原則に依拠するべきである。 行刑における一 定の改善をもってよしとする妥協 のニュアンスが入り込まないという利点がある。 L したが

同化原則と行刑の社会化との間には具体的にどのような差異があるのであろうか。

を志向する。 する社会の側の関与) る「行刑の社会化」 また、③を直接的な内容として含んでいるわけではない。 の主要な要素 は ①及び②が共通している。 (①受刑者の生活水準の社会化、 もっとも、 同化原則は①及び②をより高度な水準で実現すること ②刑務所と一般社会との交流の活発化、 しかし、 同化原則を実質的に保障する方策とし ③行刑に対

て捉えることはできるであろう。

関係を成すと考えられる。 者の主体性の尊重原則及び社会復帰目的と、 があるものの、 概念である。 目的としている。このことは、 られていない受刑者に対し、自由な社会で法律に違反しない生活をおくることと、 同化原則は国際的・地域的人権基準や、 それらの地域の国々とは異なる行刑観を有するわが国の行刑では、 法構造上、決して不可能ではない。 つまり、 わが国の刑事施設処遇法における、受刑者の処遇の原則(三〇条)が宣明している受刑 同化原則を基本原則として取り入れる基盤はわが国でも整っていると言える。 自由及び人権を伝統的に重視するヨーロッパの一国であるドイツで見られる 法律の目的規定(一条)が基本原則として示す受刑者の人権の尊重と対応 同化原則は、 自己の主体性と自己責任のある生活を送る機会を与え 導入が困難な概念と捉えられる可能性 人道的な拘禁条件を確保することを

ゼー 法の文脈では、 なみに、 表していると考えられるものの、 ンの概念は、 欧州刑事施設規則の註釈は、「ノーマライゼーション」の用語を用いており、 人々のつながりを重視した排除なき世界を構築しようとする「ソーシャル・インクル 障がい者福祉の用語としてのイメージが定着しており、 ハンディキャップを持った人々のみならず、 元々は障がい者福祉の分野を発祥とし、 社会から排除され、 日本の刑事司法の分野においても、 他の領域へ波及した思想である。 孤立している人々を社会の 筆者が志向する概念を適切 ージョン」 ノーマライ の考え 一員 日本

改善強制モデルと呼称する。

また、この特徴

公正モデル

につい

ての理解の混乱を避けるため、

保守派の意図したものを公正

行稿では

医療

モデ

ル

が、治

療

(処遇)

が

有効であ

n

ば強

制が許容され

やすい

. と い

う点にあることか

へと移行していることから、採用することはしなかった。(※)

らに生活水準の尺度を精緻化してみよう。 かとい 依拠するべき概念として選択した う問題 はなお残る。 そこで、 議 同 論の 化 射程を明 概念にも、 確にするために、 ある程度の幅が あるため、 赤池による社会化の段階論を敷衍 受刑者の生活水準をどこに設

して、 の台頭が生じた。 関係である。 やめることに主眼 劣等原則と対極にあるのは、 刑者の社会復帰よりも、 劣悪な環境を故意に作り出し、 面を強調 対抗モデルとして公正モデルが登場した。このモデルは、 行う行刑ということになる。 前提として考慮する二つの対抗基軸を示す。 れまでの行刑理論をめぐる議論 医療モデル アメリカでは隆盛を誇っていた。 する点に特徴がある。 アメリカでは、 医療モデルは、 を置くのに対し、 に対して様々な立場から疑問が提起され、 その生活環境を一般社会の人々の生活環境よりも劣ったものにすることである。 一九六〇年代から七〇年代まで処遇モデル論争が起こり、 もう一つの対抗基軸は、 単に生活水準が良好な状態にあるだけではなく、 リベ あるいは改善することなく放置することを是とする。 犯罪を一種の病気と捉え、 から、 保守派は寛大すぎる処遇をやめて刑罰を峻厳化することを意図している点に ラル派及び保守派双方から支持されたものの、 しかし、Martinson らによる社会復帰プログラムに対する評価研究を契機と 刑務所の生活水準をい 一つは、 医療モデル 劣等原則と援助・支援的な行刑という対抗軸である。 刑罰目的としての社会復帰を放棄し、 衰退していくことになる。 リハビリテーションを通じた改善を重視する犯罪者処遇と くつか (medical model) と公正モデル のモデ 社会復帰に資する援助・支援を積極的に ルに分類する。 1) ベラル 劣等原則にとって重要なの 医療モデルの衰退と公正モデル 医療モデルの衰退に伴 派 まず、 が 社会 刑罰の応報や (justice model) 分類に当たって、 0 したがって、 適応 抑 0 違 は 止 その 0 0) 受

論

受刑者の生活にとって大きな比率を占めることが推測される。 刑者をどのような人間として定立するのかという思惑が如実に表れる領域であることから、 定する指標として、 律維持を達成するために日々の生活をいかに送らせるかが重要になる。 ことは困難である。 れが施設側のあらゆる働きかけ全体に関わるものであることから、生活水準を決定する具体的な要素として取り上げる るだけではなく、改善及び社会復帰のための働きかけをすることも刑務所の役割として期待されている。 の関係にある。 に期待する役割として、 刑務所の不可欠な要素であることに疑いはない。 モデルの内容を具体化するために、 まず、 刑務所の管理体制と日々の生活状態が導かれる。さらに、受刑者を社会から隔離し、 しかし、 受刑者の暴動、 受刑者の拘禁確保、 前提として、施設側の人権保障に対する考え方が施設内で基本となる生活水準を決定する 逃走、 改善、 殺傷、 刑務所の生活水準を決する指標について検討を行う。 自殺事故を防ぐために、 人権保障が挙げられる。 ゆえに、 ちなみに、受刑者の人権保障という役割に関しては、 刑務所の生活水準は、 すなわち、 規律維持が効果的な方法になる。 この三つの役割は相互に対立してい 拘禁確保の観点から、 刑務所の三つの役割と密接不可分 処遇をいかに実施するかは 法律や世論が刑務 そこでは、 生活水準を決 自由を制限 また、 るもの そ 規

境においては不可欠の要素である。 民の平均的な生活水準」を目指し、 水準よりもやや低い 生活状態」とは、 程度」 受刑者の衣食住に関わる物質的・文化的な豊かさを示す指標であり、+(プラス)であれば、 に置くことになる。 一(マイナス)であれば、 「地域社会における積極的側面」 これは、 劣等原則の中核となる指標である。 基準を「最低生活水準」あるいは を取り入れることになる。 援助 |国民の平均的な生活 支援的な処遇

体制」、「処遇」の三つということになる。

と言っても過言ではない。

以上から、生活水準の内容を決定するために用いる指標は、

刑務所内の「生活状態」、「管理

玉

管理体制」とは、 刑事施設を適正に管理運営するために実行される規律秩序の寛厳を示す。 +は、 秩序、 安全また

	11 > 15 446	Anha warre I I II al	tasm
	生活状態	管理体制	処遇
①純粋劣等原則モデル	_	_	_
②劣等原則的公正モデル	_	_	+
③劣等原則的改善強制モデル	_	+	_
④劣等原則的無干渉モデル	_	+	+
⑤援助・支援的干渉モデル	+	_	_
⑥援助・支援的公正モデル	+	_	+
⑦援助・支援的改善強制モデル	+	+	_
⑧純粋援助・支援モデル	+	+	+

視されることになる。 する公正モデルにとって、 も容易かつ安易に規律違反とすることを示す。 は保安を危うくしかねない行為のみを規律違反とすることを、 刑の確実な執行のために厳格な規律秩序の維持が 刑罰の応報や抑止の側 _ は、 それ 面を強調 より

「処遇」とは、受刑者に対する社会復帰処遇として実施される施策に対

捉える改善強制モデルでは、積極的な処遇が求められることになる。 強制の有無を示す指標である。 方生じる類型 渉モデルは、改善強制モデルと公正モデルの特徴が生じない類型 ることができる。このうち、 分類を行うと、受刑者の生活水準は、上の表のように、八つのモデルに整理す きないことから、「に分類するべきことになる。 すことが明らかな場合は、実質的に受刑者の任意に委ねられているとは評価で とってはいても、 れることを示し、一であれば、 この三つの指標の+・一の組み合わせと、 (⑤) であり、 処遇に参加しないことで仮釈放審査に不利益な影響をもたら ④劣等原則的無干渉モデルと、 両モデルの対抗関係では括れないことから、 +であれば、処遇は完全に受刑者の任意で行わ 強制的に行われることを示す。 前述の二つの対抗基軸を基にして 犯罪を疾患や不適応の表れと ⑤援助・支援的干 任意の形式を (④) と、両

生活水準としては最も過酷な類型である。 ①純粋劣等原則モデルは、 指標のすべてが一を示し、 なお、 生活状態の指標が 刑務所にお の類型は、 ける

的

か否かにより、

独自の名称を付すこととした。

論

的向上に関する処遇は、 てであるから、 事施設処遇法の逐条解説書でも、「被収容者に対する官給は、 活水準」よりもやや低い程度の基準を採用することが穏当とするなどの、一般社会の意識を根拠とする見解もある。刑 また、受刑者の生活水準が なってしまい、 厳しい条件を与えなければならない」ことなどの刑罰の本質からの見解、「刑務所の条件を改善すればこれが魅力に 甘んじなければならない」ことや「刑罰に多少なりとも制裁としての意味を持たせるには、社会の中で生活するよりも 理由として、「受刑者は罰を受けるために拘禁されているのだから、一般社会の最低基準よりもさらに低い生活水準に に立ちながら、 なる。①に次ぎ、過酷な類型として想定されるのは、③劣等原則的改善強制モデルである。これは、 ことから、受刑者の生存権を脅かすような処遇は、たとえこれらの類型であっても許されない。一方で、精神的、 的矛盾等によるマイナス面は反映しやすくなる。監獄法改正の過程においても行刑の合理化、人道化が追求されてきた 上は望めないことになる。①~④のモデルの特徴として、社会における水準を超えることは許容されず、不景気や社会 適当ではない」との記述がある。国民感情を考慮すると、一般社会で許容される限度でしか受刑者の生活水準の向 生活保護により保障される生活水準を(少なくとも大幅に)上回るようなことは、 懲罰的な要素を含む過酷な処遇が正当化される危険が強い。 社会的弱者はますます犯罪を行うようになりかねない」などのインセンティブの問題が持ち出され 恩恵的な配慮の対象としてしか認識されず、基本的には罰としてとりあげられる性質のも 「国民の平均的な生活水準」によることは、国民感情上反発がありうるため、「平均的な生 国庫の負担でなされる以上、それは、 国民感情に照らして 国民の負担にお 劣等原則の 価 文化 値観 のに

やストレスに晒されることになる。それに対して、同じく生活状態が良好でありながら、 る⑥援助・支援的公正モデルは、 受刑者にとって守ることがつらい規則があることを意味し、 国の矯正処遇への関与が所与 常に規律違反になる恐怖

生活状態が良好であれば問題はないのであろうか。

生活状態は良好であるものの、

管理体制が一のモデルであ

たがって、

最も発展したモデ

ルは

すべての指標が

+となる⑧純粋援助

支援モデルである。

各モデル

の内部で、

さらに分化することが考えられるものの、

大きくは上記の八つに分類できる。

類型化して分かる

デル 受刑者を自立した人格として捉えていないという構造的問題を抱えている。 てはさしたる問題とはならないものの、 は 提とされる⑦援助・支援的改善強制 衣食住が 快適な生活であっても、 満たされているのみでは何の解決にもならないことを示す典型例である。 厳格な規律秩序と処遇の強制という両方の不利益を甘受する⑤援助 そうではない受刑者にとっては施設側に対する不信の念を醸成することになる モデル にお W ては、 受刑 者の意思に関 そのことは処遇を受け入れる受刑者にとっ わりなく処遇を強い 5 れるという点で、

ある。 去する姿勢にも乏しいと考えられるため、 るものと同様の福祉的援助と捉えるもの て処遇の任意性を認めることになっているもの 純粋援助・支援モデル 方 かし、 処遇の任意性を認める②劣等原則的公正モデル、 改善・社会復帰のための試みを行刑の場から完全に締め出し、 処遇の任意性を認めるモデル内部でも、 は、 受刑者に対する制限としては移動の自由のみが問題とされる行刑として、一 <u>6</u> いかなる理由から任意性が認められるの 8 (2) (4) (2) (4) (5) に分かれる。 その意味合いは大きく異なる。 ④劣等原則的無干渉モデル、 処遇の強制は受刑者に対する内面的価 施設側の無為を理由とする場合、 処遇として行われる施策は かが重要である。 施設側の無為ゆえに、 ⑥援助・支援的公正モデル、 拘禁特有の弊害を除 値観を不当に侵害 括される傾向 般国民に対す 結果とし (8)

を回 助・支援者としての役割を強調するのであれば、 いるという点では そのため、 !復するための積極的な措置が求められる。 施設内でも一般社会の法律が適用されるというだけでなく、 より望ましいのは、 一般社会と同 生活状態が良好であり、 であり、 施設は受刑者の社会的自立に向け それは行刑特有の援助であるものの、 保安職員としての役割が大きいことはマイナスに作用してしまう。 かつ処遇の任意性を認めるモデル 受刑者が刑務所に入ることによって被る様々な損害 た援助 支援者と捉 あくまで本人の意思に任せられ (6) (8) べえら ñ である。 かし、 究極的 援

論 間 離することによる様々な影響を看過している点に問題がある。 の目指すべき水準には望ましくない。また、 積極的な意味合いを有する用語と考えられている。 国際人権基準やヨーロ 人々の生活に 0 尊厳を実質的具体的に保障する概念であるべきことから、 「同化」させるという意味では、 ッパ人権基準における同化原則とは、 受刑者を刑務所に隔離して、 同じ「同化」として捉えられる余地があるということである。 より本質的には、 一般社会の消極的な側面を取り入れることではなく、 したがって、受刑者を人として尊重し、 消極的な意味合いをもたらす生活水準は、 行刑の社会化がそうであったように、 何らの関わりも持たずに放置する行刑も、 拘禁による弊害 社会との同化 受刑者の人 しか

との同化として追求されるべき内容は、

を最小限に抑え、

あわせて物理的隔離によって受けた損害を回復することが必要となる。

以上から、

行刑における社会

純粋援助・支援モデルの生活水準に見出すべきであると考えられ

改善が第 活水準の向上は、 ことによって優遇されていると見られることは、 ることになるが、 することである。 の改善も重要な任務ではあるものの、 施設内生活の水準の向上に対して、 塀の外での生活が 劣等原則 の目標であれば、 実際にはそうなっていない。 改善は高邁な理想である一方、 結果として逃走の可能性を増加させ、 に基づき、 不可 能 記なば 物質的精神的に厳しい生活を送ることが期待されている中で、 改善を目指すプログラムの効果に疑問が持たれている状況で、 かりに、 最も重要なのは一定期間、 圧力があることも事実である。 刑務所に収容されることに魅力を感じて犯罪に及ぶ者が生じることは もう一つの圧力は、 拘禁の確保は努力による目標達成が十分見込まれるからである。 ^(団) 刑罰の応報的側面を重視する立場からは回避するべきことになる。 施設内生活の維持を困難にする。 所内の秩序を維持しながら受刑者を社会から隔離拘禁 受刑者がサービス受給者になることへの国民の 一つは、 確実な拘禁の確保ということである。 刑事施設長にとって、 拘禁刑 むしろ福祉的 の存在意義が問 援助を受ける 刑事 仮に 不満 わ 生 ま

司法制度の根幹を揺るがすことになる。

社会との同 個人という生活形式の十全な発達を図ることである。そのことがひいては本人の社会復帰にも資することに 化原則の核心的な理念ないし価値を言い表すなら、 刑務所で生じる様々な抑圧及び排除と向

- 留意しながら、 自由刑純化論や人間の尊厳の尊重の観点から堅持されるべきである。

施設審議会の創設が同化原則に基づいて要求されたことを示す記述は、

管見の限り確認できなかった。

157

例えば、

- 158 刑事司法における「ソーシャル・インクルージョン」の概念について論じた文献として、 ノーマラーゼーションについて、佐藤久夫=小澤温『障害者福祉の世界』(有斐閣、二〇一三年)五五頁以下を参照 日本犯罪社会学会編『犯罪からの
- 160 処遇」龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報五号(二〇一五年)一六-三五頁。 アメリカにおける処遇モデル論争と、その後の処遇理論の展開について、相澤育郎「ソーシャル・インクルージョンと犯罪

会復帰とソーシャル・インクルージョン』(現代人文社、二〇〇九年)を参照。

- (≦) Martinson, supra note, 103.
- 162 アメリカにおける改善・社会復帰行刑に対する批判を検討したものとして、 石川·前掲注(36)八九-一一六頁
- (協) 小澤・前掲注(74)三一頁。
- 164 九八四年) 六五頁以下を参照 「処遇」は狭義の意味で用いている。 受刑者人格に対する教育的・治療的働きかけを中心とする専門家による種々の活動ないし便宜の供与を指す。 の用語は、 広義では、受刑者を対象とする国家の側からの一切の意図的な働きかけあるいは取扱いを意味し、 「処遇」の意味について、土井政和「犯罪者援助と社会復帰行刑(一)」九大法学四七号(一
- (鱼) Council of Europe, European prison rules, 2006, Basic principles 5.
- (版) 井上・前掲注(97)二〇五頁。
- 167 高山佳奈子「高齢者犯罪者の実態と特質」 刑法雑誌五三巻三号(二〇一四年)三九一頁。
- (16) 同上三九一頁。
- 169 大塚仁「行刑の現実と展望」大塚仁―平松義郎編 『行刑の現代的視点』(有斐閣) 一九八一年)
- 170 林真琴—北村篤—名取俊也 『逐条解説 刑事収容施設法』(有斐閣、二〇一〇年)一五四頁。
- 171 柳本正春「改善思想への反省と刑事施設機能の再考(下)―英米に於ける最近の動向から―」犯罪と非行三三号 (一九七七

おわりに

とが 原則」 る現行制度の問題性を増幅させる恐れがある。本稿は、そうした変化の予兆を前にして、 日まで正当化されている。 会復帰のための手段と位置づける動きに乏しく、あくまで特殊な環境、 おける生活水準を決するに当たって、筆者は、 えに実質を伴わないスローガンと化している「行刑の社会化」よりも、 以上、 試みられているものの、 を処遇理論における講学上の概念として定立するべきことを主張した。 本稿では、 わ が国において受刑者の生活水準をい 近時、 法律上、 受刑者の質の変化により、自由刑の内容に、より多くの処遇を読み込んで対応するこ 強制できる処遇やその対象者を増やすことは、 生活水準の向上が漠然と主張されるために何人も否定しがたく、 かに構成していくべきかについて考察を行ってきた。 制度によって改善更生へと方向付けることが今 現実との齟齬に対して常に緊張を与える わが国の行刑は、 社会復帰手段に過度の信頼を寄せ 施設内の生活水準についての 社会との同化原則を社 そ 行刑に 「同化 n

検討におい 付記 本稿は、 て「行刑の社会化」に代わる新しい指針と結論づけるに至った 筆者の学位取得論文 「行刑における社会との同 化原則 の意義 「同化原則」 0) 部を基としてい の ドイツ行刑における現れに る。 なお、 本稿の

ついては、

他日、

公刊を予定している。

序論的考察を行ったものである。

施設内処遇にかかる学説の進展に寄与するところがあれば幸いである。